

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第93号 令和元年度光市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会所管分）

説 明：升教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○林委員

皆様、おはようございます。大和中学生通学路照明設置について陳情にかかわることに関して質疑をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

昨年11月、本市議会に対し、大和中学生通学路照明設置についての陳情が市民より提出され、この件について、総務市民文教委員会において真摯に対応することとし、これまで陳情にかかわる通学路の現地確認や経緯、そして現状等について執行部等への質疑等を行ってまいりました。

本夏に行われました通学路安全点検会議において、当該通学路についても協議を行われたものと存じますが、その結果についてお教えいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○河本学校教育課長

通学路安全点検会議の協議結果についてお答えいたします。

本市では、平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生しましたことから、平成24年8月に各小中学校の通学路におきまして、教育委員会、地元警察、道路管理者等の関係機関と連携して、緊急合同点検を実施いたしまして、必要な安全対策を講じてまいりました。平成26年以降、毎年通学路合同点検会議を開催しておりまして、今年度は8月19日に7回目の会議を開催いたしました。

お尋ねの、大和地区の通学路についてであります。通学路合同点検会議におきまして、大和中学校から通学路の安全確保のための改善依頼がありました。危険箇所の状況といたしましては、県道63号の大和ライスセンター付近において、街灯のない区間が400m程度あり、日没が早くなる冬期は、天候によってかなり暗い状態の中を自転車に乗って下校しないといけないときがある。要望内容につきましては、照明の設置と支障木の伐採、及び落ち葉の撤去をしてほしいというものでございました。

支障木の撤去につきましては、道路管理者である山口県に要請をいたしましたところ、当該場所周辺の歩道の支障木の伐採及び落ち葉の撤去について、本年7月に完了しておりますことを確認しております。

続きまして、照明の設置に関しましては、地元自治会から防犯協会へ防犯灯の設置申請がされておられまして、本年中に実施される見込みであると伺っております。

以上であります。

○林委員

ありがとうございました。市に対しても同じ内容の要望が寄せられたとお聞きしておりますけれども、その会議結果を受けて今後、市として何らかの対応を取られる予定でございますでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○河本学校教育課長

今後の動きということでございますが、支障木の伐採等につきましては、今回の会議の席上でも県に対しまして定期的な伐採をお願いしておりますが、今後とも継続して要望、要請を行ってまいりたいと考えております。

防犯灯の設置等につきましては、継続的に通学路の安全を確保するためP D C Aサイクルを繰り返し実施いたしまして、通学路の安全性の向上を図ってまいりたいと思っております。また、通学路の安全確保の観点から、学校におけるソフト面での対策といたしまして、現在も年間を7つの期間に分けて子供の安全を守るために下校時間を設定しておりますが、特に冬期に関して、暗い状態の中を1人で下校しないように安全安心の環境づくりに今後も留意してまいりたいと考えております。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。安全確認については、年間7つに分けてということで、季節ごとにとということの御配慮と思っております。多岐にわたって御配慮いただきましてありがとうございます。今後ともどうぞ安全点検、そういった子供たちの安全を見守っていただきたいと思っております。要望して終わります。ありがとうございました。

○仲山委員

おはようございます。5つほどお尋ねしたいと思っております。1つ目ですが、同僚委員が戦跡、戦争をどう伝えていくかというようなことで一般質問をしました。その関連で質問をさせていただきます。

戦争に関する遺跡や資料というのがあります。今も文化センターの2階上がって展示室に入ったところに、回天の頭部等が展示してありますし、弾痕の残っている鉄骨かなにかを展示してあったこともあったかと思っております。

そういった資料がさまざま文化センターを中心として持っているというか、保存しているという状況かと思っております。

戦争に関する遺跡、戦跡という言葉で言われていましたけど、戦跡というんですかね、その戦跡や戦争時代を物語る資料について、歴史を振り返る上で必要なものだと思うんですけども、市内にあるものについてどのように把握、あるいは持っているものに関しては保存、整理をしているかというあたりについてお伺いしたいと思います。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

戦争に関する資料につきましては、市では文化センターを中心に保存しておりまして、今おっしゃられました人間魚雷の回天、弾頭部とか工廠で使われておりました工具類、あるいは食器類などの物品とか、写真、書類等を保管いたしております。

今、その保管状況等と教育的な部分についても若干お尋ねがありましたんでお答えさせていただきたいんですが、文化センターの2階の常設展示室には、まず入り口のところに現時点では終戦前日の空襲を受けました光海軍工廠の建屋の被弾した鉄骨の一部、あるいはその空襲時の写真を数枚展示して、そのすぐ後ろに回天の弾頭部を展示しておりますとともに、海軍工廠の門札とか軍関係の物品、また海軍工廠の工員の募集のポスターとか、戦後の墨塗りの教科書などを集めて展示している部分がございます。

そういう形で、市民あるいは児童生徒に対して光の戦争に関する資料を展示しているような形でございます。

○仲山委員

確か、文化センターのほうには戦時中の教科書等も結構多数あったかと思えますし、一応目録化といいますか、整理はされていて、例えば、企画をして展示をするのに供することができるような状況に今あるのかどうか、お伺いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

目録としては整理いたしておりますので、その展示等についてのことについては、可能だと考えております。

○仲山委員

あとは、どういう企画でどういうものを使ってどういう展示をするかという準備は、準備というか、材料としては、整理はされているということかと思えます。

あともう一つ、戦跡といいますか、市内各所にあります、何ていうんでしょうか、張聴音所であるとか電信の何か通信所であるとか、いろんなその当時の跡なりがあるかと思うんですが、そのあたりに関しては、ほぼほぼもう、把握して位置が出されているようなもの、地図みたいなものがあるんですかね。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

1つのものとしてまとめているものがあるかと言われれば、それはちょっと私の記憶の範囲ではないと思います。ただ、それぞれの遺跡とか遺構については一定のデータはあります。

○仲山委員

私のほうなんかもこれまで気が向くとというか、ちょっと用事があるとそれを回ったりしていたんですけれども、周南の方の研究者の方が出している冊子をもとに僕は回っていたんですけれども、それ以外にも、恐らく整理をして、市内に関してだけでも整理をしておくということが必要かと思しますので、進めておいていただければと思います。

次に、2点目ですが、同じく文化センターのことなんですけれども、ことし照明のLED化ということを進めるという話でありました。内容は、どういうんでしょうか、その照明のタイプによって資料に影響があるというようなことの質疑はやったかと思うんですけれども、実際に今工事を進められているところ、あるいは、もう終わりかけているかなというところだと思うんですけれども、進捗はどうか、今どんな段階なんでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

工事につきましては、工期が9月22日までございます。実際の工事は既に終了してしましまして、今週26日に、あしたになるんですが、完工検査を行うというような手はずでございます。

○仲山委員

確か展示室のほうの照明をとという話だったと思うんですけれども、展示室の照明全てなんでしょうかね。その範囲についてお伺いできますか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

1階の企画展示室と2階の美術展示室、それと常設のスペースであります歴史民俗展示室と自然史展示室、これの照明をLED化しました。今回の工事では、いわゆるベースライト、建物本体に付属しているライトにつきましましてのLED化でございまして、スポットライトについては既に球替えでLED化に対応しておりますので、それぞれの今申し上げました展示室については、全てLED化という形でございます。

○仲山委員

一見、LEDになっているのかなっていないのかわからないぐらいによくできたビーム球がはまっておりまして、どうなんだろうなって、これ確かめておきたいなと思って、失礼ですが聞かせていただきました。

LED化に関しては、文化センターはもちろんでしょうけれども、これからもいろんな施設、LED化していられると思います。今後の方針について、これは環境のほうが決めることなのかどうなのか、ちょっとそのあたりわからないんですけど、予定があるのかどうか、方針だとかあるんでしたらお伺いしておこうかと思えます。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

公共施設の照明のLED化につきましては、第2次総合計画でも光・未来創生プロジェクトという形で、今おっしゃられました環境基本計画の後期リーディングプロジェクトにも対応したものでございます。その辺を踏まえて、施設の老朽化に対応した計画的な維持管理に努めていく中で、今後また検討していくことになると思います。

以上でございます。

○仲山委員

了解しました。次、3点目、お伺いしたいと思います。

光市の2学期制というものについてお伺いしたいと思います。これは、話として聞く中でなんですが、終業式の後、まだ授業があったりするというようなことを聞いたりするんですが、3学期制と比べて実際にゆとりを持つという意味での効果がどうなんだろうなということをちょっと思いまして、その実態としてはゆとりとして効果が出ているのかどうかあたりについてお伺いしたいと思います。

○河本学校教育課長

今、委員お示しのとおり、終業式につきましては、前期日程の最終日に行われる学校行事となります。当日は、給食を実施して、給食ありの通常日程でこの日は学校が営まれていきます。学校の状況に応じて、午前中に終業式を実施する場合には、終業式後に前期を振り返る教科の授業や後期に向けての行事等に対する事業を実施しております。

続きまして、2学期制による授業者のゆとりについてですけれども、2学期制に伴いまして夏期、冬期休業の前後において終業式、さらに始業式等がないために式そのもののみならず式の準備や練習に関する時間が削除できます。その関係もありまして、授業時数はその分確保できている現状がございます。

特に、小学校につきましては、長期休業前の総括評価、あと通知表作成の時間が大きく減るために、ゆとりを持って子供と向き合う、そのような時間が確保されていると認識しております。

さらにもう一点、2学期制は本当に有効なのかという御指摘でありましたが、学びの連続性が担保されることがあります。さらに、長期休業前の通知表作成に追われないということなどによって、先ほども申しましたが、児童生徒、子供たちに対してゆとりのある学習の中で、教師自身も見通しを持って、じっくりと指導を行うことができる。あと繰り返しになりますが、その分、子供と寄り添うこともできる。そのような状況が2学期制の強みであると考えておりますし、多くの現場からの意見もいただいているところです。

以上です。

○仲山委員

今、お伺いして、なるほどなど。式は式だけではなくて準備があるんですね。そのあたりも含めると、確かにその分は有意に働くのかなと思います。総括として、今、有意

な面という話というのはありました。もしカバーしなければならないような、2学期制の不利な面というのは実際どういうのか、意識されてカバーしていらっしゃるという面があるのでしょうか。

○河本学校教育課長

議会答弁の中にもございましたが、やはり2学期制メリット、デメリット等さまざまございます。2学期制についていろいろ検討した際に、6つほどメリットといたしますか、期待された効果が上げられておりますが、その中でも2点ほど、ゆとりを活用した特色ある学校づくりが可能となっているかどうか、あと学校と家庭との協力関係がより強化されたかという2点に関しては、肯定的な評価がそんなに高くなかった状況が6年前実施しましたアンケート等からも、浮き彫りになっております。

そのことを踏まえまして、光市では現在の連携協働教育、これが大事だろうということで、そのデメリットを逆にメリットにかえる取り組みをここ数年続けておるところであります。

以上です。

○仲山委員

わかりました。しっかりと検証して進めていらっしゃるということはわかりました。

この2学期制に伴ってのことなんですが、ちょっと1点お伺いしておきたいと思うのが、他市と学期の区切りが違うということがあるんですけども、転校というときには結構休業中の転校というのが多いかと思うんですけども、そのあたりの対応ということで、何か難しいようなことが起きていなきやいいけどなと思っているんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○河本学校教育課長

2学期制によりまして、各教科の年間指導計画、あと教科の指導の並びを変更しているというわけではございませんので、学期の区切りが異なることで、3学期制の学校とのずれは生じておりません。ですので、中学校の定期テストも年間を通して同じような時期に実施ができておりますので、この点からも他市町との違いはございません。

以上のことから、児童生徒の転校に伴う特別な対応を求められる、そういう状況はないと判断しております。

○仲山委員

了解いたしました。次、4点目まいります。今度、新指導要領への対応のことなんですが、本丸とも言えるようなことなんですが、これまで余り触れてこなかったのが、アクティブラーニング、学びの質が変わるというような面かと思うんですけども、これは、全てのことに関わってくるんでしょうけども、このアクティブラーニングというものについて、概略、お願いできますか。

○河本学校教育課長

アクティブラーニングにつきましては、学習者が能動的に学びに参加する学習方法の総称となります。これはそもそも大学教育、あと高校教育の質的改善を目指す中央教育審議会の平成24年答申、あと平成26年12月答申において示された考え方となります。

新学習指導要領の中では、このアクティブラーニングという言葉自体はございません。ただ、指導方法に関しましては、特に義務教育においてはこれまで積み重ねてきたさまざまな授業改善、授業理論等を継承、発展させることが重要である、そのように指摘をされておるところです。

その指摘を受けまして、光市の小中学校においては、新しい教育方法を導入するというものではなく、これまでの実績を生かして、子供たちに知識を正確に習得、理解させ、さらにその理解の質を高めるための地道な授業改善が重要である。このことを各校に周知しているところ です。

以上です。

○仲山委員

今おっしゃったとおり、これといった形、ノウハウというか、マニュアル化できるものではないという部分だと思うんですけども、これまでからも、いわゆる学び合いであるとか、自発的な学びなんていうようなことを、いわゆるグループワークであるとかいうようなことの中で実践をしてきた先生方も大勢いらっしゃると思います。

ただ、先生の個人技であって、なかなかこれは先生によって差が大変大きいところだったと思うんですけども、これをこうやってアクティブラーニングと位置づけたということは、僕はある種、それを共有化して、全体でそういうことの質を上げていくという話かなというふうに理解をしていたんですけども、その場合、教職員のいわゆる今言った個人技ではなくて、共有化していくためのその過程というのは必要なんじゃないかと。能力向上、あるいはスキルを身に着けるであるとか、対応能力、その発想みたいなこともあるかと思いますが、そのあたりについての、どういうんですか、要請、始まる場所ですけれども、準備としてはどのようにされているかというあたりをお伺いできますか。

○河本学校教育課長

今現在、市内各校におきまして、新学習指導要領の完全実施に向けて、日々授業改善、あと、今御指摘いただきましたが、組織的、チーム学校としての研究授業が積極的に行われているところ です。さらに本市におきましては、市内2校の小中学校に学力向上推進リーダーという教員がそれぞれ1名ずつ配置されておりまして、この2名が市内各校を巡回しながら授業改善に、先ほども重なりますが、チーム光として取り組んでいるところ でございます。

以上です。

○仲山委員

準備をしっかりとしてきていただいているという様子わかります。期待しております。
あと1点、アクティブラーニングのことについて、これは私のほうでたまたま目にしたものではあるんですけども、学校の図書館の活用が一つの鍵になるというようなことが記事として目についたんですけども、その学校図書館というのは確かに情報の倉庫であって、資料の倉庫であって、それをどう活用するかというあたりというのは、大変差が出てくるところかなということは大体理解できたんですけども、そのあたりについて、光市としては学校図書館の活用について、何かありますでしょうか。

○河本学校教育課長

今、委員さんお示しのとおり、学校図書館が児童生徒の主体的、多様な、かつ深い学びを実践する場として大いに期待されていることは言うまでもございません。学校図書館の機能としましては、まず児童生徒の読書センターとしての役割があるというふうに考えております。光市においても司書教諭、あと地域ボランティアの方々による読み聞かせや本の貸し出し等が計画的に行われておまして、全ての子供に本を読む経験、読書に親しむきっかけとなっております。

また、国語科の文学、あと説明文教材において取り上げられた作者の作品を多読したり、説明文に関連した本を読めるようにしたりするなど、児童生徒、子供たちの興味、関心を広げるための取り組みも、市内学校図書館で行われております。

あともう一つ機能といたしまして、子供たちの学習情報センターとしての機能があると考えております。教室で学んだことを確かめたり、必要な資料を集め、自分の考えをまとめたりして発表する主体的な学習を支援することができます。

光市においても、特に社会科等における調べ学習、あと総合的な学習の時間における問題解決的な学習において、その機能を活用いたしまして、子供たちの主体的、対話的で深い学びにつなげている現状がございます。

以上でございます。

○仲山委員

認識をお伺いしました。ぜひとも学校図書館との連携というのが、今おっしゃっていただいたように、あることはあるんですけども、やはり子供たちと対話する中では、図書館との関係が、授業の中では、特にまだまだだなという感じがします。もっと活用が可能かなと思いますので、期待しております。

最後ですが、5つ目、アスリートの支援についてです。

市内で育つ子供たちの中には、中学校、場合によっては小学校からかもしれませんが、競技者として活躍し始める、あるいは期待されるような子供たちというのが出てきたりします。そういう子供たちに対する支援というのは、公的な支援といいますか、支援というのはどういった状況にあるのかお伺いしたいと思います。

○河本学校教育課長

私からは、部活動に関する内容でお答えいたします。

部活動の費用負担につきましては、保護者徴収金、これは学校の後援会、生徒会費等に当たりますが、徴収金と光市中学校体育連盟からの補助金から各部に部費が分配されております。この部費は、各部で使用する道具代、あと消耗品費、大会参加費等に充てられています。部費だけでは賄えない部分につきましては個人負担という形になっております。

その他、練習着やユニホーム、シューズやラケット等の個人で使用するものの多くは個人負担でお願いしているところです。

次に、中国大会と全国大会における補助についてです。中学校体育連盟主催の中国大会、全国大会につきましては、光市中学校体育連盟から交通費、宿泊費、参加費等に補助金が支出されております。中国大会、全国大会に参加するチーム数が多く、光市中体連が持っている補助金総額を超えた場合につきましては、学校や個人がその差額を負担するという事になっております。

以上でございます。

○村崎体育課長

おはようございます。体育課所管分としまして、スポーツ少年団、それから体育協会、特に一般の団体になりますが、そちらのアスリートへの支援についてお答えいたします。

本市のアスリートに対する支援につきましては、光市から光市体育協会へスポーツ振興のための補助金等として支出をしておりますが、その中から、個人、もしくはチーム、団体に対して助成を行っております。

助成につきましては、光市体育協会に加盟しているスポーツ団体に所属し、各大会の予選を勝ち抜いて、本市、または山口県の代表として、県、中国大会、全国大会、国際大会などに出場する選手、団体に対して、所属団体の事務局からの申請により大会派遣費として体育協会で定める基準に基づいて、旅費等の一部を助成しているところです。

同様に、光市体育協会に加盟している団体が大会等を開催する際に必要となる費用の一部につきましても、大会規模等をもとにしまして、こちらも申請に基づいて内容を精査した上で助成をしております。

この中で、国体につきましては、先日壮行会を行いました。選手個人に対して激励費という形で支給をしております。

また、競技によりましては、特に顕著な成績が認められたり、引き続き、今後の活躍等が見込まれる場合などには、特別支援事業、いわゆるトップアスリート事業として助成を行う場合もございます。

また、未来のアスリートということで、スポーツ少年団、今度は小学生になりますが、こちらの支援としましては、何よりも青少年健全育成の根本たる活動としまして、光市スポーツ少年団本部へ活動費の補助を行っております。この補助につきましては、主に山口県体育大会等への出場の助成金等が含まれますが、この中でまた上部の大会に出られる場合には、その上部団体と相談しながら、別に活動の補助を行っているということです。

以上です。

○仲山委員

光市から中体連であるとか経由で、こう応援をしているというような形になっているのかと思います。これは、もちろん活躍してくれるということも喜ばしいことであるんですけども、これが、ひいては光市のイメージにもつながっていくと思うんですね。ですから、応援をしてあげると同時に、活躍の様子を今も伝えて、それが人を喜ばせているという面はあるかと思うんですけども、やはり、親の負担が種目によって結構負担が大きくなってしまうものもあるかと思います。そのあたりの配慮をしっかりとさせていただいて、進めていただければと思います。

ありがとうございました。以上です。

○中本委員

市の指定する避難所が、市内の各小中学校の体育館が指定避難所というふうになっております。市内全域で、当然どの地域も災害リスクを背負っているというふうに思っております。今回は、島田川沿線の避難所であります島田中学校、三井小学校、浅江小学校の避難場所のバリアフリーがどういう状況であるか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○升教育総務課長

島田川沿線の避難所のお尋ねでございます。お尋ねの3校でございますけれども、避難所、体育館でございますけれども、体育館と入り口の段差につきましては、施設によりまして差はございますが、いずれも段差がある状態でございます。

また、スロープにつきましては、島田中学校、こちらは設置をされておりますけれども、浅江小学校、三井小学校は設置がされていない状況でございます。

段差については以上でございます。

○中本委員

非常に避難所によって、まちまちだというふうに思っております。市内の小学校、あるいは中学校の体育館が完全にバリアフリーというふうな、ちょっと現地を見たことがありますので、完全ではないかなというふうに思っております。

周防小学校もまだまだ、島田小もそうだったように思っておりますので、特に島田川沿線は非常に災害リスクが多いというふうに、皆さんが危惧しておりますので、そのあたりを含めて今後の対応をよろしく願いをしておきます。

以上です。

○田邊委員

おはようございます。教育ということで、光市立学校の将来のあり方にかかる基本構想をちょっと勉強してきたんですけど、この中で、今後問題となるところは人口減少と児童数の減少、こういった中で、行政は施設を管理していかないといけないというところ

ろと、今回、学習指導要領も変わってきたというところで、いろいろな問題も抱えるというところなんですけど、その学習指導要領の全面改訂は、令和2年が小学校ですかね、それで令和3年からが中学校ということで。

まず1点目ですけど、教育委員会の所管の事務調査の中の、教育委員会所管の中での公共施設等の総合管理計画の個別施設計画、これ学校施設は令和2年度末までとなっておりますが、現在の進捗状況と、先ほども先行委員から少しバリアフリーなんかの話も出たんで、いわゆる国のほうの公共施設等の適正管理の推進で、この集約とか複合化にはそういった事業債が使えると、上棟率も90%、交付税措置が50%ということなんですけど、こういったものを活用して、今後進捗状況、また計画など教えてください。お願いします。

○升教育総務課長

委員から2点ほど御質問をいただきました。1点目の個別施設計画につきましての現在の進捗状況はということでございます。

お示しのとおり、令和2年度末までの策定に向けて、今準備を進めているところでございます。本年度は1級建築士等の資格者や実務経験者などの建築専門家に学校施設の劣化状況の調査及び評価を行う業務を委託することとしておりまして、現在、既に入札を終えまして、業務を委託しておりますところでございます。

また、教育総務課におきましては、学校の施設の活用状況の把握や対象施設の改修履歴と整備状況の整備、また計画全体の骨子の作成など、委託している劣化状況調査と並行して、そういった作業を進めているところでございます。

2点目の、公共施設の事業債のお尋ねでございますけれども、委員お示しのように、学校施設の防災機能の向上のためにも使える財源ということで認識をいたしております。

先ほども先行委員にお答えを申し上げましたけれども、学校の体育館、こちらは非常に老朽化が進んでおります。そういったことから含めまして、今後、関係所管とも協議をして、整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。先ほどの公共施設のその事業債、これは私の持っている資料では2020年度までの制度である点に注意が必要であるということになっておりますが、これは、私の持っている資料はこうなっているんですけど、延長されたとかそういう経過があるのでしょうか。

○升教育総務課長

事業債についてのお尋ねでございます。詳細については今持ち合わせておりませんが、延期されたという情報は、私は今のところは入手しておりません。

以上でございます。

○田邊委員

今のその事業債を活用して、そういった指定避難所を改修するという考えで、理解でよろしいのでしょうか。

○升教育総務課長

再度のお尋ねでございます。学校施設の防災機能の向上ということが教育委員会の所管でお答えできることだろうと思えますけれども、当然にその向上は図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。もう一点ですね、公共施設のマネジメントなんですけど、教職員や市民の方から学校施設が老朽化、この状況が激しいと。今後のこの資料のあり方、この基本構想の中にも老朽化のことはかなりうたっているんですよ。防災機能も入っています。その中で、これが先ほど言われた令和2年度末までにできなかった場合、これはどうなるのかというところがちょっと気になったんでお願いします。

○升教育総務課長

令和2年度末までに策定できなかったらというお尋ねでございます。現在のところ、文部科学省が示している方針によりますと、現在のところはペナルティといったような記載はございませんけれども、令和3年度から学校施設環境改善交付金対象事業にかかる申請の前提条件とすることを検討中であると記載されているところでございます。

なお、この申し上げました、学校施設環境改善交付金というものは、公立学校施設整備にかかるものでございまして、トイレ改修やエアコン整備等の際、本市も活用できる交付金でございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。今エアコンと言われたんで、この指定避難所になっている体育館、これは長期になると、やはりエアコン、空調関係、これが必要となるんですけど、エアコンについても考えがあるんですか。

○升教育総務課長

体育館のエアコン設備ということでお尋ねをいただきました。先ほども申し上げましたように、今、防災機能の向上ということに含まれると思えますけれども、施設が老朽化をしておるという状況もございまして。また、体育館というのは当然広うございまして、整備をするととなると数千万円の経費もかかってまいります。それは、そういったこともございまして、すぐというわけではございませんけれども、実際に昨年の豪雨災害等につきましては、学校のほうの一部開放というようなことで対応させていただ

たところでもございますので、今後の研究材料とさせていただければと思います。
以上でございます。

○田邊委員

この緊急防災、減災事業債ね、これは現時点じゃ2020年度末の制度であるというところが注意するんで、極力この地方債ちょうど100%で、元利償還金が70%、実質的なのは30%ということなので、これを極力お願いします。個別計画についても今後策定をしっかりとお願いします。わかりやすくお願いします。

以上です。

それと、今度は教育のほうなんですけど、プログラミング教育、これについて2年度からと思いますが、この概要を教えてください。お願いします。

○河本学校教育課長

プログラミング教育の概要について申し上げます。

委員御指摘のとおり、小学校では来年度、中学校では令和3年度、高等学校では令和4年度から完全実施となる新学習指導要領におきまして、情報活用能力、この力を言語能力と同様に学習の基盤となる資質能力として位置づけておりまして、小中高等学校を通じてプログラミング教育を充実させていくことと新学習指導要領では規定されております。

具体的には、小学校では文字入力などの基本的な操作の修得やプログラミング的思考の育成、中学校では技術家庭科、特に技術分野においてプログラミング、あと情報セキュリティに関する内容の充実が図られていくものとなります。

とりわけ、小学校におけるプログラミング教育のスタートが注目されているところではありますが、小学校におけるこのプログラミング教育は、先ほど申し上げましたがプログラミング言語を習得するというものではなく、プログラミング的思考を学ぶことが目的とされております。

このプログラミング的思考につきましても、自分が意図する考えの一連の活動を実現するために、どのような動き、どのような指令が必要なのか、あとそれらをどう組み合わせれば意図した活動になるのか、このようなことを論理的に考える力と示されております。

将来どのような職業に就くとしても、この論理的・創造的思考力や問題解決能力、情報活用能力が必要であることから、プログラミング教育によって、これらの資質や能力を育成することが大変重要であると考えておるところです。

以上になります。

○田邊委員

わかりました。論理的思考とか、そういった考え方なんですけど、これは諸外国が先進なんですか、それとも、ちょっと今疑問に思ったんですけど、日本独自なんですか、そういったところがわかればお願いします。先進的な国が行っていたというようなとこ

ろ、それで日本が学習指導要領で今回、グローバル化の観点とは思いますが、そういったところでの教育をするというところ、ちょっとわかればいいですけど、お願いします。

○河本学校教育課長

手元に詳細な資料がございませんが、北欧並びに欧米では、このプログラミング教育的なものをもう既に実施しているという話は聞いております。ですから、日本独自のものではないという状況であります。

以上です。

○田邊委員

わかりました。諸外国のそういった手本みたいなものもあるというところなんです。わかりました。

先ほどの対象年齢がちょっと気になったんですけど、対象年齢は小学校の高学年ということで、高校まで行うよということなんですけど、今現状で、中学校2年生、そういった方はどういった形になるのでしょうか。高学年の方がすぐプログラミングを始めるのはわかるんですけど、今現状の中学校の1年生の人、2年生の人、そういった方の基礎的なものがあるじゃないですか。そういったところの勉強とかそういったものが、カリキュラムとか、そういったところはどのような形で。

○河本学校教育課長

今御指摘いただいた内容ですが、プログラミング教育につきましては、特別な教科として新たに新設されるものではありません。ですから、今現在行われている各教科の中でプログラミング的思考を育む、これはまず第一条件ですが、さらに今の教科の学びをより確実にするものとする、これが重要視されています。ですから、特別な教科ではない中で現行行われている学習活動の中にプログラミング的思考の要素を入れていく、これがプログラミング教育の基本になりますので、移行期間等による子供の、特に中学校段階では技術家庭科等の学習において支障を来すということは想定はしておりません。

以上です。

○田邊委員

特別の教科等はないよということなんですけど、学校の中にコマ数というのがあって、授業時間、そういったものがあるんですけど、だからコマ数としての取り上げ方はないという形で、今言う技術家庭の中にそういうプログラミングを取り入れるという形と。だから小学校の段階でそういったもの、文字入力を勉強して、中学校になってそういった技術家庭でまた一歩前進するよという考え方でよろしいでしょうか。

○河本学校教育課長

概要につきましては、今の委員の御指摘のとおりだと思っております。
以上です。

○田邊委員

わかりました。

それで、質問を何点か用意していたんですけど、大体わかったんですね。

このプログラミングのスタートした場合に、教職員の配置など、こういったものが変わるのかどうなのかというところをお願いします。

○河本学校教育課長

プログラミング教育スタートによる教員の配置が変わるかという御指摘ですが、このことにつきましては、教職員の配置が変わるということはありません。

ただ、各校の情報教育担当教員、あと研修主任を中核としてプログラミング教育への周知、さらに、実践を通じた人材育成に取り組めるよう各研修会に今後も積極的に参加していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。

あとは保護者の方に説明と準備状況をお願いします。

○河本学校教育課長

令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で、このプログラミング教育が始まります。現在の光市の取り組み、さらに詳しく申し上げますと、光市教育開発研究所、こちらの教育実践部会においてプログラミング教育に関する先行実践、あと研究も取り組んでおりますし、県教委主催の研修にも教員を派遣しております。これらのことも含めまして、現状、さらには今後の動向について保護者等を含めて周知に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。

プログラミング教育、こういったものは今言う、コマ数には含まれないよというところでも安心しました。コマ数が増えて教員の休み時間が減るとというのが問題になっておりますので、今の現状でも新学習指導要領の状況でも、教職員の休憩時間がないというのがやっぱり課題と思いますので、よろしくをお願いします。

それと、教職員の関係なんですけど、持ち帰りの業務、この取り扱いについては本市としてはどういった形で指導しておられるのか、そういったところをお願いしたいんですけど。

○河本学校教育課長

委員お示しのとおり教職員の働き方改革、これは喫緊の課題であると考えております。持ち帰り業務に関しましても、可能な限りそれを少なくするよう各校管理職を通じて話をしているところではありますが、それがゼロになっているかどうか、そのあたりにつきましてはまだ把握しかねているところでもありますので、今後導入する勤怠管理システム等を活用して、確認をしてまいりたいと考えております。以上です。

○田邊委員

先ほどからコマ数のことを言いますけど、コマ数が、週、1日6時間で8時間勤務の場合に、授業前の準備とか資料をつくるという時間がないと。そういった時間がなくて、いわゆる休憩時間にやるというようなところで、そうした場合には、やはり持ち帰って業務をこなすというような悪循環になっているんじゃないかというところも思われます。今後も、パソコンによる勤怠管理システムを導入するというので、勤怠管理、教職員の多忙化はやっぱり問題視されているんでお願いします。

それでは、3点目はサンホームのほうにお願いします。

サンホームなんですけど、このサンホームの雇用通知書というのを私が持っているんですけど、これについて労働時間がちょっと厳しい状況にあると思われるんですけど、ちょっとあるんですけど。勤務時間は原則月97時間以内、ただし、学校の長期休業期間はこの限りではないと。こういった物があるんですけど、この労働時間についてちょっとお願いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

勤務時間につきましては、ただいま委員おっしゃられたように、雇用通知書では月97時間以内、ただし長期休業期間はこの限りでないという形にしております。

具体的には、学校の授業日、授業がある日でございますが、これは授業の終了時からほぼ大体午後2時ぐらいになりますけど、それから午後6時まで。延長があった場合は午後7時まで。学校の休業日、長期の休業も含みます。休業日につきましては午前8時から午後6時までで、延長があった場合は午後7時まで。土曜日につきましては午前8時から午後4時まで。児童がまだ残っている場合は午後6時までという形でございます。

勤務時間については、以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

最低賃金が上がると思われるんですけど、それに伴って時給なり何なり、それが変わるんでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

委員おっしゃられるように、山口県の最低賃金は10月5日から改定されまして829円となります。現状、サンホームの支援員につきましては900円、補助者につきましては810円を時給として支給しておりますので、補助者につきまして、これを引き上げる予定としております。

○田邊委員

補助者のほうは引き上げがかかるよ、という理解でよろしいということですね。わかりました。

今言う、先ほどの学校の長期休業期間、これについての勤務実態、いわゆる原則月97時間以内になっておりますけど、それが恐らく大幅に上回ると思うんですけど、その辺のところを、どうなんでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

本年8月の実績で申し上げますと、全サンホームのパート職員の平均が約135時間でございます。8月の勤務日数で申し上げますと16.2日程度になっております。

以上でございます。

○田邊委員

平均135時間の16.2日ということですね。平均なんで、あくまで。一番多い方はどれぐらいですか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

一番多いのが195時間です。この方はちょっと非常にほかの方より結構多い時間になっております。

○田邊委員

わかりました。

この対策については、どう考えられておられますか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

夏休みにつきましては、昼休みが確実にとれるような形をとるためにシルバー人材センターに、土曜日は利用者が少ないんで除きますが、月曜日から金曜日につきましてはシルバー人材センターに派遣をお願いしております、交代で確実に昼休みがとれるようにしておるといような形がございます。

また、ことしの夏から山口県のほうが放課後児童クラブマッチングサポート事業というのを始めました。これは長期休業期間、どこの市も一緒なんですけど、どうしても利用者がふえる傾向にあるということと、長期休業期間じゃない期間と比べて保育時間が長くなるという部分がありまして、児童福祉に意欲のある大学生とか専門学校生が、この期

間において放課後児童クラブで働くことができないかということで試みた事業でございます。

そういう事業の中で、希望をしてリストアップされた学生の中から、今年は1名ほど8月に支援でサンホームのほうに入らせていただいておりますとか、そういうような形で工夫をしているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。工夫しているということですね。

今言う原則月97時間が195時間ということで100時間近くオーバーしているというところが、ちょっとやっぱり対策の必要があると。この方はちょっと頑張り過ぎかということもあるんですけどね。わかりました。

それと、募集をしていると、市のほうでは。職員の募集をしていると。しかし、なかなか応募が少ないよというのを聞いております。今現在のそういった職員の数は何名でしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

本日現在で申し上げますと、嘱託の1名を加えて総職員数49人、49人という形でございます。

○田邊委員

何名に拡充したいと考えておられますか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

現状の人員につきましては、厚生労働省令が、これが基本となるんですが、これに基づいて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例という形で、本市で規定しております職員数を基本に職員配置を行っており、それを満たしておりますので、現状では条例基準を満たしておると判断しておるところでございます。

○田邊委員

現状では満たしておるが、募集は何名をかけておりますか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

現在、急に9月末で更新をしないという希望の申し出がございましたので、1名の募集をかけております。

○田邊委員

1名の募集をかけているということで、昨年度も募集をかけたがなかなか応募に、採用に至らなかったというところなんですけど、1名今かけているということで、昨年は

3名かな、3名で1名だったかと思うんですけど、3名か4名ぐらいだったかな。そのあたりで現状1名、1名を確保するための対策などをお願いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

ハローワークは当然でございますが、あとホームページとか放課後児童クラブの支援員のそれぞれのネットワーク等を活用するなど、さまざまなチャンネルを利用して募集といいますか、応募者の確保に努めているところでございます。

○田邊委員

先ほどのと、いわゆる8月とかが学校の長期休業期間、これの対策と人材確保、この対策を今後ともお願いします。

それと1点、先ほど、もう一度、プログラムのところで質問し忘れたんですけど、よろしいでしょうか。

今、格差社会でかなり問題があるというところの現場からの声も聞いておりますが、プログラミング教育に当たっては、いわゆる今の携帯端末、またインターネットの環境、こういった物が充実している家庭と、充実していない家庭、その中での格差が広がるという現場の声を聞いております。これについてのプログラミング教育を、今後、来年度から行うということで、こういった対応策、この格差が広がる場所の対応策があればお願いします。

○河本学校教育課長

プログラミング教育に関する内容に関する回答をさせていただきます。

まず、環境面の整備に関しましては可能な限り学校の中でプログラミング教育が実践できる、十分な成果が生み出せるような、そのような準備が必要であると考えております。

環境整備に関しましては、この冬に全ての小学校児童用パソコンをタブレット端末に変更しまして、Wi-Fiの環境を整備する等の各校での環境整備に今取り組んでいるところであります。

また、プログラミング教育を可能とする幾つかのアプリケーション、このアプリケーションをインストールすることでハード面の充実、これを今年度末までに完了する予定としております。

あと、教材に関しましては、今年度採択いたしました教科書の多くに外部プログラムにアクセスができるようQRコードが附属されておりこれを十分に活用していくことで御指摘の対応に当てていきたいと考えているところです。

以上です。

○田邊委員

学校現場での環境整備については充実しているなというところなんですけど、あくまで格差社会なんで、いわゆる格差が広がっていると、そういうような状況の中でそうい

ったフォロー、貸し出しできるとかそういったものを充実してもらわないと、なかなかその解決策につながらないのではないかとこのころが思われますので、そのあたりのところをよろしくお願いします。

以上です。終わります。

○森重委員

先行委員がちょっと今個別施設計画と、また財源の関係は触れておりますので大体は了解しているんですけども、ちょっと私なりの視点で質問させていただきます。

今回、新規の新年度予算に長寿命化計画策定事業、教育委員会600万円が上がっております、今9月末になって大体進捗状況、進んでいることがよく見てとれますし、実際今御説明もいただきました。

私も文科省の進める長寿命化計画ちょっといろいろ見てみましたけれども、大変な事業を今から進めていかれるということで、データのものをいろいろ算入されながら、これから市内の16校ですか、プラス給食センターということでお聞きをしていますので、先ほどいろいろ答弁いただきましたけれども、とりあえず、どのような調査、そしてそれを2020年か21年ぐらいままでに策定をされるということなんですが、その中で、やはり個別施設計画をきちっと作り上げていくということは、いわゆる学校施設、公共施設等総合管理計画の中でも4割、5割を占める学校施設の集約、複合化をどのようにしていくかという前段階の作業であります。

そういうことを念頭に置かれて、もちろん進められると思うんですが、その中で今からこういうデータを出していかれる中で何をつかもうとされているのか。また、これを市民や、また全体的に周知の納得というふうなものにつくり上げていかなければいけないと思うのですが、そのあたりのちょっとお考えが難しいと思いますけれども、でもそこが一番大事だと思うので、ちょっとそのあたりをお聞きしたいと思います。

また、給食センターまだ新しいですけど、されるということで、どのようにされるのかちょっとお聞きをいたします。

○升教育総務課長

ただいま委員から長寿命化計画につきまして数点お尋ねをいただきました。

まず、どのような調査を行っていくかということでございます。先ほど先行委員にも御説明したとおり、今建築の専門家のほうに劣化状況の調査及び評価のほうの業務を委託しております。

具体的な評価といたしましては、構造躯体、これにつきましては従前に行っております耐震化、このデータを使って作成をしていきます。躯体以外の所でございますけれども、5つの部位、屋根、屋上でありますとか、外壁、また内部の仕上げ、電気設備、機械設備等につきましては業者のほうに委託をしまして、目視及び経過年数による評価を行ってまいります。

その結果を受けまして、評価、A・B・C・Dという4項目で評価をするんですけども、評価をいたしまして点数をつけてまいります。各建物の点数をつけまして、当然

に劣化が進んでいる物から改修をしていくというような形で進めていきたいというふうに考えております。

また、この計画の策定の目的自体が、中長期的に見て維持管理費、これのトータルコストの削減ということが目的となっております。従来でありましたら学校施設、40数年でいわゆる建てかえをしておりましたけれども、それを長寿命化することによりまして、80年——60年、80年持たそうといったような趣旨でやっておりますので、そうした取り組みにつなげるために劣化状況調査というものを行うものでございます。

次に、集約等についてのお尋ねがあったと思っておりますけれども、現時点におきましては、現有施設、これを長寿命化した場合の計画をつくってまいりたいというふうに考えております。しかしながら、委員お示しのように将来の姿というものはあり方でもお示しをしておりますので、そういったふうに状況が変わってまいりまして、具体的なものが出てまいりましたら当然その計画はまき直していくということで考えております。

次のお尋ねでございます。何をつかもうとしているのかということでございますけれども、こちらにつきましては、全市的な課題でもあります少子化傾向が進んでいくというのはわかっておりますので、そういったものも含めて財政的な面も厳しくなっております。そのあたりも含めてつかんでいこうというふうに考えております。

次に、4点目の市民への周知ということでございますけれども、策定をいたしました長寿命化計画、こちらにつきましては校長等の学校の教職員はもちろん、地域の住民の方にも公表してわかりやすく丁寧に説明をしてみたいというふうに考えております。教育総務課分は、以上でございます。

○清水学校給食センター所長

給食センターについてお尋ねがございました。まだ稼働してから新しいのに計画が必要かというお尋ねでございました。

この長寿命化計画につきましては、ただいま説明させていただきましたとおり、施設をいかに長寿命化させるかということで、予防保全的な考えから、こういった施設を建てて計画的に維持管理、またそれに係るコスト等を算出していこうというものでございます。給食センターにつきましても今後長い期間安全な状態で使えるように予防保全に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○森重委員

そうですね、この長寿命化計画策定することによって、トータルコストやら、また一つ一つの建物に対して、じゃあ一番古いと言われております室小、それから大和中というふうな所ですね、この長寿命化がどのくらいのもので出てくるのか、可能なのかどうかというふうな、そういうふうなところからも、片や、学校のあり方というふうなこともありますので、うまくそういうところを結び合わせながら納得いくような形で一つのやっぱり題材としてこれが使えるように、しっかり意識をもって取り組んでいただきたいというふうにも思います。難しいところですが。

給食センターはわかりました。長寿命化は今から早めにそういうふうなことに取り組んでいくということですので、よろしく願いをいたしたいと思います。

片や、この財源、2020年までにこれができて、2021年度までに使えるいろいろメニューがあったわけですがけれども、転用とか除去とかも集約複合化とか、そういうものがすぐさまこの計画で動けるといふような時間帯のものでもないと思うのですがけれども、合併特例債が36年という、そういうふうな意味合いもありますから、総合的にやっぱりそこは考えて、何をどう使っていくと、より光市にとって、まあ一番ベストな、ベターな手が打てるのかなというのは、やはり一つはこの学校施設の存在は大きいものがありますので、そのあたりは教育委員会に言っているのか、まあ企画なのかわかりませんが、しっかりとそのあたりをよろしく願いしたいというふうに思います。

いずれにしても、ここは、教育委員会としても大きな取り組みですし、内容を見ますと、業者に委託をすることはいい、その中から、こうはじき出されてくるデータをどのように皆さん市民にも納得して事を進めていくかという重要なところですので、しっかりお願いしたいというふうに思います。そこは要望いたしますので、全委員が質問しておりますので、了解をいたしました。

以上です。

○木村（信）委員

これもちょっと先行委員が触れられた件なんです、実は私何度も聞いている件です、2学期制の話。2学期制の検証もされてメリット、デメリットも全部お尋ねもして理解もしております。その中で日本という国は、3学期制が明治以降定着して、なかなか3学期制という認識が、文化・風習いろんな部分で踏み切れていないところがあるかと思えます。そんな中、教育開発研究所、前教育長の肝入りで始まったこの2学期制ですが、この2学期制っていうのはどうして近隣に波及しないのか。先ほどあれだけメリットを言われているにもかかわらず近隣に波及しないのはなぜかというのを、どういう理由があるかというふうに考えられているか、教育委員会のお考えをお尋ねしてみたいと思います。

○河本学校教育課長

今の御指摘に関しましては、一概にこれが原因だ、要因だというものはなかろうというふうに判断しております。確かにメリット・デメリットを先ほど挙げさせていただきましたが、本市としましては、メリットが子供のためにうまく循環しているというふうに捉えておりますが、地域もしくは実情が変われば、それが光市で感じているメリットが他市ではメリットにならない、そのような状況も生まれているのではないかなと判断しているところです。

ですので、本市としては今行っている小中連携協働教育、次年度からの小中一貫教育、あとコミュニティスクール、さらに、2学期制のよさを組み合わせて、子供のためによりよい教育環境を提供していきたい、そのように考えているところです。

以上です。

○木村（信）委員

ありがとうございます。2学期制っていうのが、実際に私は、今大学も高校も前期・後期、2学期制になっている。国立の施設、そういう教育機関も2学期制。そういった中で2学期制というのはすごく合理的な政策だと私は思って皆さんに頑張ってもらいたいというふうに考えているところではあります。そうした中で、諸外国などでも学期の始まりは9月、そういったことを考えれば、グローバル化社会から考えれば2学期制っていうのは利を得てる、このようにも考えます。

今後、教育の目指す方向としてはグローバル化社会、そういったものがありながら、小中学校ではどうしても3学期制が定着しているというところが出し切れていない。

これは私が考えるに、教育開発研究所のほうから、行政側からおろしてきた政策ではありますけれど、児童生徒、また一般市民、保護者、ここにはあんまり3学期制と2学期制の違いって見えてこないんです。

実際には行政職員や学校の先生方は2学期制というもののメリット・デメリットは見えてきています。特に単体で推し進める小学校につきましては、20時間程度の時間の余裕も出てきたと。逆に中学校では2学期制をとりながら3学期制の成績評価もしなければならぬ、そういったデメリットもあります。

そんな中で、メリットを最大限に生かしながら、近郊との連携を図るのはやっぱり中学校だと思うんです。小学校は単体で独立で運営することができると思いますが、中学校は周りとの連携が必要だと。そんな中で、光市が推し進められる2学期制を、もう少しそういった一般市民とか近隣、そういったものの自治体にも波及効果が出るようなものを取られてもいいのではなかろうか。

そうした中で、1点お伺いしたいのが、先ほどから出ています冬期休業のことです。冬期休業のあり方、これは東北や北海道などでも随分変わった運用の仕方をされている所もあるんですが、これは光市教育委員会の独自の施策で変えることができるのかどうか、その点を1点お伺いをしたいと思います。

○河本学校教育課長

今御指摘いただきました長期休業日、夏期休業、冬期休業に関してですけれども、これは各自治体の判断によって休業日の設定が可能となっておりますので、十分いろいろな状況を鑑みた上で対応が図れる状況にはあります。

以上です。

○木村（信）委員

であるならば、2学期制の特徴というのは、やっぱり学期間のやっぱり特徴も出す必要があるだろうと。ただし、9月、10月っていうのはやっぱり繁忙期でもあります。たくさんのお祭やいろいろな文化祭がある、体育祭がある、さまざまなものがございますので、なかなか休業を挟むのも難しい時期でもあろうかと思いますが、やはりメリハリが必要だと。これは以前から言っていることです。そういった部分で、これから一般教室

への冷房が完備される、エアコンが設置されるということで考えあわせれば、以前の文化・風習と違って、夏期休業、長期休業のあり方も変わってくるのではなかろうか、そのようにも考えます。

そうした中で、中学校を見てみますと、盆過ぎにはほぼ生徒は登校しているんです。そうしたあり方の中で、夏期休業の中で登校が義務づけられているような感じに見受けられるんです。そうした中で保護者、親御さんは特にですね、そういった登校するのになぜこれを登校日にできないんだらうかと。夏期休業のあり方を考える、一つの今節目に来ているのではなかろうか。

ほとんど今言いましたけど、盆明けには体育祭の準備であるとか文化祭の準備に明け暮れているんです。まあ、そうした中でこれも一つの学業の中の一環だというふうに考えられて今そういったいろいろなものがあるわけですけど、そうした中でこの夏期休業のあり方をいま一步考えてみられる必要がなかろうかと。そうすることによって先ほど来、先行委員の質問からあるように、働き方改革にもつながってくるのかなというふうにも考えます。そうしたところが今すぐここでお答えは必要ありませんけれど、ぜひ教育委員会のほうで考えてみていただきたいなというふうに思います。よろしく願います。

また、それから、施設の防災機能の強化というところで、ちょっとお尋ねをしてみたんですが、先ほど先行委員のほうからありました、体育館が避難施設となったりいたします。これは教育委員会の所管で防災のことはあんまり強くお聞きするつもりはないんですが、体育館などの、総務課長のお答えにいただいたように冷暖房、エアコンつけると数千万円の予算が必要だという話もございましたが、実は、我々民間団体では結構開けっぴろげの工場などでスポットクーラーを使っているんです。これは可搬式のスポットクーラーであるならば1基10万円そこそこです。

実は、これを先日我々の委員会でも防災のそういった施設を見にいった際でも、体育館で6基ぐらい可搬式のスポットクーラーを置かれている所もございました。これがどこまでの効果があるかないかというのは別にして、やはり私は今自分の所でも工場でも使っておりますが、1基10万円ぐらいするようなスポットクーラーをある程度そろえられて、可搬式でよろしいかと思えます。

そういった物で大きな予算を組むというよりも、そういった小さな予算で効率的なものを考えられてみるっていうのも一つの方法ではなかろうかと思えます。これは一つの提言として、これから予算、いろいろ教育委員会でも予算取りの作業に入られる段階でございますので、ぜひここは提言しておきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分 (1) 付託事件審査

①議案第93号 令和元年度光市一般会計補正予算（第2号）（政策企画部所管分）

説 明：山岡財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲山委員

こんにちは。ことしの取り組みについて3点と、あと1点、合わせて4点お伺いしたいと思います。

移住促進についてですけれども、移住相談会に毎年取り組んでおられて、出かけていらっしゃると思います。あるいは市でもやっているのかもしれませんが。そのあたりの本年度の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○岡村企画調整課長

移住相談会でございますけれども、今年度は東京で開催をされます県主催のセミナーに3回ほど参加をする予定としております。

既に7月25日に都内で開催をされました、やまぐち暮らし夜の相談会という相談会に参加をしたところでございますけれども、そのほかにも9月26日に同じく県主催のYY！ターンカレッジということで、学びや子育てをテーマに相談を行うような形なんですけれども、こちらのほうに職員のほか、ゲストとしてPTAおやじの会で熱心に活動されている市民の方と一緒に出席をすることになっております。こちらのほうは県がお招きをされた方でございます。

それから、来年の2月2日に開催予定の同じく県のYY！ターンカレッジというセミナーにも参加をする予定となっております。

以上でございます。

○仲山委員

既に行っているものもあるということですのでけれども、何か反応として皆さんにお話しておくようなことはありますか。

○岡村企画調整課長

7月25日のセミナーには、企画調整課の職員と、あと農林水産課の職員と2名体制で

参加をしまして、本市における第1次産業とか第6次産業化とか、そういった取り組みの紹介をしたり、あとは町の概況、あるいは子育て環境、こういったものを来場者にPRをさせていただいたところがございますけれども、そういったセミナーを開催する中で、やはり来られた方の関心が高いのは、おおむね仕事に関する事、こういったことであったかなというふうに思っております。新しい場所で一から生計を立てていくことが、やはり移住者にとっても大きな問題であるということに改めて感じることができました。

こういったセミナーは、なかなか時間的にも限られるところもございますので、引き続き来られた方とは、その後もいろんなフォロー等を行うことによって、継続的に関係のほうも持っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○仲山委員

今、フォローという話がありましたけれども、例えば連絡が取り合えるような関係の方というのは、そういうときに幾人か発生したりするものなんですか。

○岡村企画調整課長

来られた方には連絡先とかお名前とかは、もちろんお伺いするようにしておりますので、次回のセミナーのときには、また御案内等もお送りして、来て、改めてお話をさせていただいたり、場合によっては個別にメール等で御連絡をいただけるような、そういった関係づくりをしていければと思っております。

○仲山委員

最初は細い縁でも重ねていくと段々と太くなっていくという面もあるかと思っておりますので、努めていただければと思っております。

同じく、本年度の取り組みとして期待するところなんですけれども、楽しみにしていると言うか、光と虹のまちぐるみWeddingのほうですね、本年の取り組みの方針をお伺いできますか。

○岡村企画調整課長

光と虹のまちぐるみWeddingでございますけれども、今年度、10月20日にJR光駅と虹ヶ浜海岸で実施をしたいというふうに考えておまして、現在、準備を進めているところでございます。

市長に立ち会っていただきまして、10時40分ごろから光駅で人前結婚式を行った後に、虹ヶ浜海岸に移りまして、その移動途中あるいは海岸のほうでカップルの門出を祝うようなイベントを開催して、そういう取り組みを通じて光市のよさというものを発信していければと考えております。

現在、カップルの応募のほうも受付を締め切りまして、3組の方に応募いただいて、その中から抽選でカップルの方を選定をしたところでございますので、今後、カップル

の方の御意向も伺いながら、イベントの細かいところを詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○仲山委員

毎年そうなんですけど、いろいろとこれは話題になって露出することの多いイベントですので、ぜひこのチャンスにいろんなことをアピールできたらいいなと思います。期待しております。

もう一つ、出会いの場創出促進事業、こちらのほうの本年度の取り組み状況をお伺いできますでしょうか。

○岡村企画調整課長

出会いの場創出促進事業でございますけれども、今年度、受付のほうは常時行っているんですが、市広報の7月号で改めて周知もさせていただいて、市民の方に呼びかけをさせていただきました。

今年度はここまで6件の申請を、今現在、受け付けておまして、そのうち3件のイベントを既に開催をしております。

3件合わせまして合計で80人の方、男女それぞれ40人ずつでございますけれども、御参加をいただいたところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

いずれは、その効果のほどというの、検証していかなければならないかと思っておりますけど、今はもうどんどんそういう場をつくっていくという段階かと思っております。頑張っていることがわかりまして安心しました。了解いたしました。

最後に4点目なんですけれども、情報通信システムに関する危機管理の状況についてお伺いしたいと思います。

災害時、停電を初めとして困難な状況というのがいろいろと起きるわけなんですけれども、その困難な状況、それぞれいろんな想定があると思いますが、その想定される中、情報通信システムや機器といった通信環境の確保というのは、現在、備えとしてはどのような状況にあるのかお伺いしたいと思います。

○藤井情報推進課長

こんにちは。情報通信環境の危機管理ということで御質問をいただきました。

本市の情報機器の現状の環境について、まず御説明いたします。

住民基本台帳や税、福祉といった住民向け基幹業務系システムでは、平成30年2月に共同利用型クラウドシステムへ移行したことにより、本庁舎外のデータセンターに設置しております。

一方、職員向けの文書管理、財務会計など、内部事務システムやメール等のグループ

やサーバーについては本庁舎内に設置しているところです。

災害が起きた場合の現状ですけれども、まず地震等により本庁舎が利用できなくなったような場合について、これにつきまして基幹業務系システムでは本庁舎外のデータセンターに設置しているため、システムやデータは保全されており、あいぱーくなどの復旧施設において、データセンターまでの回線を接続する工事を行うことで引き続き業務を行うことが可能となっております。

一方、本庁舎に設置しております財務会計システムなどの内部事務システムにおいては、耐震性のある本庁舎外にデータのバックアップを保管しており、復旧システムでのシステムの復旧に一定の時間を要するものの復旧可能であります。

次に、本庁舎で停電が起こった場合の対応についてでございます。

基幹業務系システムについては、データセンターまで接続するためのネットワーク機器が停電のため動作せず、非常用電源も備えていないため接続できず、出先機関を含めて利用することができません。

また、本庁舎に設置している内部事務システムについても、瞬断時のシステムの継続稼働や一定時間停電が継続した場合に、システムを安全に停止するための無停電電源装置は備えておりますが、システムを継続稼働するための電源ではなく、非常用電源も整備していないため、長期の停電には対応できない状況でございます。

以上でございます。

○仲山委員

今、お伺いしました話のちょっと確認ですが、クラウドに上げてあるほうの情報に関しては、本庁舎が使えなくなった場合にも、よそで工事を行えば情報を取り入れることができるということだったかと思うんですが、この工事というのがちょっと気になったんですけれども、これは大層な工事ではなくて短時間でそれはできる程度のものなんですか。

○藤井情報推進課長

復旧施設での回線工事について御質問をいただきました。

データセンターまでの回線につきましては、クラウド業者が提供します専用回線を使用しております。こちらの回線のほうの工事が必要になります。

こちらの工事がどの程度でということが御質問かと思えますけれども、ちょっとこちらのほうについては把握できておりません。

以上でございます。

○仲山委員

ということは、工事に関してはどれぐらいかかるか今は不明ということかと思えます。ただ工事が必要、工事さえすれば、例えば、あいぱーくであるとか消防署であるとか、ほかの場所でもクラウドの情報はあるようになるということだと思います。

それから、停電のほうでは、意外と停電が重いのかなという気がしたんですけれども、

そのクラウドに上げてあるものに関しては、出先でも今の状況だと活用ができない状態が続くという、停電が続く限りということですね。わかりました。

それと、庁内のほうに確保してあるものに関しては、地震においても恐らくダメージを受けないで済むということかと思うんですけど、停電の場合にも急にシャットダウンして情報が壊れるとかいうことも防げる状況にはなっているというふうな理解でよろしいですか。

停電のほうに関しては、通電をしたら一応また使えるようになるというふうな理解していてよろしいのでしょうか。

○藤井情報推進課長

庁内に設置していますシステムにつきましては、停電が回復した後には利用可能でございます。

以上でございます。

○仲山委員

了解いたしました。状況は今わかりましたので、ありがとうございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

前々から興味があったんですけど、公共施設のマネジメントが財政計画上可能かというところなんですけど、ちょっとお聞きしたいというところでお願ひします。

公共施設のマネジメントについては、財政不足額が今後20年間で195億円かかるという点、この点が不安に思うところなんですけど、一般質問で御答弁いただいた、現時点での削減率が1.29%で、目標の20%の状況でまだまだの状況、この今後の進め方についてを大きなところで願ひします。個別計画なんかもあるとは思われるんですけど、財政計画と絡んでの質問です。願ひします。

○山岡財政課長

ただいま、委員より公共施設等の、総延べ床面積削減を、今後どのように進めていくかという趣旨の御質問をいただきました。

それにつきまして一般質問でも御回答させていただきましたとおり、基本的には公共施設等総合管理計画第5章、こちらを各個別計画の方向性を踏まえて所管課において、今後の施設のあり方を検討、必要に応じ個別施設計画を策定し、総延べ床面積の縮減に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

あわせて財政計画と絡んでの質問ということでございました。公共施設マネジメントと財政計画の関連性という意味の御質問だと理解しております。

まず、財政計画は第2次総合計画に掲げておりますとおり、毎年度策定する行動計画の中で見直しを行わさせていただきます。

一方、公共施設等の総合管理計画でお示ししている中期財政見通し等も、こちらの第2次総合計画の策定時の数値を用いて策定しておりますので、基本的には関連性があります。

議員ご質問の趣旨は、今後195億円の財源不足額をこの財政計画の中で見込んでおるかという趣旨の質問だと思いますが、これに関しては、第2次総合計画で掲げる財政計画については令和3年度までとなっておりますので、令和17年度までの計画を掲げております公共施設等総合管理計画の見通しにおいては、反映していないということになります。

ただ、申し上げましたとおり、財政計画については、毎年度まき直しておりますので、事業が実施もしくは実施予定となるものにつきましては、それぞれ財政計画のほうに反映してまいります。

以上でございます。

○田邊委員

財政計画については、国の財政制度改革による影響も受けたと思うんですけど、毎年度見直し、先ほど言われた令和17年度までの公共マネジメントと言うんですけど、今、延べ床面積の削減20%、これが盛んに言われているんですけど、実際のところ、他の自治体は37%、35%とか削減のところもあります。

それで、そもそもが、いわゆる公共マネジメント、これについては、今、盛んに床面積を削減するということにピックアップ、ポイントが当たっている、ということじゃなくて、財政部としては他の観点を聞きたいと、ここで。それをお願いします。

○山岡財政課長

委員ご質問の趣旨は、公共施設マネジメントは床面積の削減だけが目標ではなく、そのほかどのような目標があるのか、そのような理解でお答え申し上げます。

常々申し上げておりますように、床面積の削減はもちろん重要ですが、公共施設マネジメントの課題という観点から考えますと、施設の老朽化による更新時期が到来しているということ、また、これに伴い将来世代の財政的負担が発生しているということ、また、あわせてそれを利用される人口減少や少子高齢化の到来があるということ、これらの部分もあわせて考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。そんな感じとは思いますが、適正な場所、適正な位置とかいう、いわゆるコンパクトシティとか、そういったものもいろいろ絡んでくると思うんですけど、教育委員会の中でもこのマネジメントはちょっと質問しましたが、教育委員会では施設の修繕をするというような考え方もあったと、防災拠点である体育館とかそういったものを修繕してやるという、そういうのも聞きました。

今後は、各個別計画、この方向性について、修正など財政面での状況などを考えた場

合に、どうなるのかというところが知りたいというところなんですけど、今、今後のなかなか進み得ないこの計画、これについて一歩でも踏み出す、そういったアクション、そこがあればと思ひまして、お願いします。

○山岡財政課長

今後のマネジメント計画を進めていくための、個別のアクション等が何かあるかという御質問いただきました。

管理計画の中でも定めておりますように、この計画については前期、後期の中間年を目安に、ある程度見直しをかけていくと示しております。

現在、委員お示しのように個別計画の策定を進めておるところでございますので、その個別計画の状況を見ながら適切に計画に反映し、個別計画の計画を反映しながら適切な運用を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。財政のことなんですけど、財政の指標なんかが悪くなったときに、そのマネジメントなり財政運営、これはどういった方向に行きますか。見直しはかかるんですけど、そういったものは具体的にどういった方向で行きますか。

○山岡財政課長

財政の指標等につきましては、例えば健全化の将来負担比率であったり、公会計で示しておりますとおり資産老朽化比率であったり、そのあたりの数値が基準になってくると思います。それについては常に情報を監視しつつ、数値が悪化してくる場合についてはさらなる検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○田邊委員

公共施設のマネジメントが取り上げられたんですけど、やっぱり財政計画が一番の根本にあるというところがあって、私が言いたいのは、やはり今の床面積だけが取り上げられているけど、いわゆる修繕とか長寿命化、そういったものもあるので、単にこのマネジメントが床面積だけの削減ではないというところが、ここで言っておきたいなというところなんです。

それで、国の財政制度改革による影響、これがまた地方財政計画による影響についてのマネジメントの考え方、これを簡単に。答えられる範囲でいいですから、どんなふうになるかと。影響、悪かったらどうなるか、良かったらどうなるか、というところはどうか。良かったら進むとは思いますがね。

○山岡財政課長

今、国のほうの方針等、市の今後の進め方というようなイメージでの御質問をいただ

きました。

国については、最新では平成30年の4月に公共施設等の適正管理のさらなる推進ということで、総合管理計画の推進体制等を整備していきなさいとか、総合管理計画をしっかりと見直して個別計画を反映したものをつくっていきなさいという指針を示しております。

市においても、国がそれらの方針を立てて着実に実行していくように求めておりますので、それにあわせる形で適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。以上であります。

○田邊委員

わかりました。国の動向が左右される、このマネジメントというところで、令和17年度まで、これである程度の目星を付けるという形なんですけど、国の財政の関係と、また本市の財政計画に絡んで今後進めていってもらいたいというところで、前回、委員会で総務省の公共施設等の適正管理推進に関するパッケージ、公共施設の適正管理、これを紹介させていただきましたが、財政課長からは有利な財源については適切に使ってまいるとの回答をいただきました。このメニューを利用されましたか。

○山岡財政課長

委員からこれまで御紹介いただいたメニューを使ったか、という御質問をいただきました。

公共施設等適正管理推進事業債のことになりますが、これにつきましては、勤労青少年ホームの解体や南汐浜住宅の解体の際に利用しております。

以上でございます。

○田邊委員

公共施設等適正管理推進事業債の集約化、複合化事業での充当率90%、交付税措置が50%ということでわかりました。

もう1点、こちらも前回委員会で申し上げましたが、これまでの公共施設はいわゆる縦割り行政の中で、各施設所管において管理が行われていました。

具体的な取り組みを進めるに当たっては、組織を横断した連携が必要だと申し上げましたが、所管課において今後の施設のあり方を検討する、これが重要と思われませんが、このあたりについて組織を挙げての横断した取り組み、これを進めるべきだと再度思いますけどいかがでしょうか。この縦割り行政であるというところではなくて、横の連携、これを再度取り組んでほしいというところなんですけど。

○山岡財政課長

委員より組織を横断した取り組みについて進めるべきだという御進言だと理解いたしました。

先ほど申し上げましたとおり、総務省からも同様の通知が出ておりまして、部局横断

的な施設の適正管理の取り組みを検討することという内容の通知も出ております。

各所管と財政課が連絡を密にするとともに、委員が今おっしゃられましたように組織横断が必要な事案等、こちらが発生した場合には、行政改革推進本会議等を十分活用して、全庁的な取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上であります。

○田邊委員

わかりました。先ほどから言うように、このマネジメントの床面積20%削減、私は別にこれに捉われることはないと思うんです。だから、このマネジメントの実際は、適正な施設、適正な数、適正な場所に配置、サービスのあり方を見直す、これで運営コストを最小限にすると、またそういった施設の建て替え、修繕をしたり、そういったことで、長い目で計画的に管理することで安全で快適な施設を長く維持すること。こういったことで、今はマネジメントについてはこの20%削減が非常に取り上げられているというところなんで、そういった目標値は持った上で本当の基本方針であるところの、そこがもっと大事じゃないかと思います。

今後とも、そのマネジメントについては国の財政計画と市の財政計画を絡めた上での進め具合を期待しておきますので、よろしくお願いします。

次は、企画調整課の広報プロモーションのほうを質問させていただきます。

令和元年度の交付金40万円、この用途についてはどのようになっているのかをお願いします。

○岡村企画調整課長

お尋ねは、今年度予算の措置をしておりますシティプロモーション推進交付金40万円のことだろうと思います。

この40万円でございますけれども、昨年まではまちぐるみ結婚式交付金ということで措置をしておりましたが、今年度はこのまちぐるみ結婚式に加えて、市のほうが行うさまざまなシティプロモーション事業、これらを全体的に光市おせっかいプロジェクトチームにかかわっていただくということで、交付金の拡充を図ったものでございます。

その40万円の内容でございますけれども、まちぐるみ結婚式、それからHUGプロモーション事業、これは8月のおっぱいまつりの中で実施したものでございますが、それから、ひかりの女子旅事業、こういったものに関する費用がこの内訳となっております。

この40万円を活用して、おせっかいプロジェクトチームのほうにいろんな面で、例えばイベントの告知をお手伝いしていただくとか、この事業にあわせて行うさまざまなミニイベントと言いますか、そういった中のイベントの拡充を図る部分とか、そういったものにこの交付金を使って取り組んでいただきたいと思いますというものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

おせっかいプロジェクト、これについてはどういったチームなんですか。

○岡村企画調整課長

おせっかいプロジェクトチームでございますが、こちらは平成29年度に市が移住促進のパンフレットをつくったときに市の業務をお受けをいただいて、パンフレットの作成、あるいはこの市役所でのまちぐるみWeddingなどを仕掛けていただいた団体でございます。

移住経験者の方とかもこの中には多くいらっしゃるって、あとは例えばブライダル、デザイン、広告代理、カメラ、そういった専門的な技能を有する方がこの中にはメンバーとして数多くいらっしゃるって、さまざまなそういった技能を持っておられる団体というふうに考えております。

以上です。

○田邊委員

光在住の方ですか。いわゆるそういった方たちは。

○岡村企画調整課長

光市在住の方です。

○田邊委員

40万円でそれができるのかというところの問題もあるんですけど、ある程度は有志みたいな形で、40万円がどれぐらいの額で、このWeddingで必要経費で足りたかどうかというところは微妙なところなんですけど、そういった方たちのいわゆる有志でやっておられるようなところもあるんですか。

○岡村企画調整課長

Weddingについて申し上げれば、費用についてはこの中で賄っていただいております。ただ、実際には当日のお手伝いでございますとか、その前段からの企画運営とか、そういったところにいろいろ参加をしていただいたり、随分そういった面では目に見えないところでいろんなお力添えをいただいておりますけれども、費用としては基本的にはこの中での対応ということになっています。

○田邊委員

わかりました。こういうふうにわかりやすく今説明していただきましたけど、広報戦略、シティプロモーションとしてのなかなかそういったものが見えるところは見えるんですけど、市民の方から幾らでやって幾らなのかなという問いかけもあるんですけど、よくわかりました。

私どもも視察でシティプロモーションを8月に行ってきましたけど、その中で、今後、本市として広報戦略としての課題、私どもが見たところは先進地なのですぐれていまし

たが、本市の課題についてはどういった形で捉えているかをお願いします。

○岡村企画調整課長

シティプロモーションの一つの役割と言いますか、大きな目的はやはり光市の知名度を高めると、それで市外の人にも光市に目を向けていただいて、行く行くは本市への移住、定住というものもつなげていこうというところでございます。

そういった前段として、やはり光市、いろんないい資源はあるわけなんですけれども、そういったものがなかなか、この知名度というところにしっかりと結びついていないというところがやっぱり一つ問題としてはあるんじゃないかなと思っています。

以上です。

○田邊委員

わかりました。今、光市を知ってもらおうということを、知名度がないということなんですけど、他市がやっているロケーションシステム、いわゆる映画やドラマ、これに光市の海や山、そういったものを使ってもらい、市民の方がそういった中でエキストラをやるというような形で、市民と取り組むというような形の考えはあるんですか。

沼津を視察してきたんですけど、これは非常にアニメとのタイアップがすばらしかったので、本市としてはほかの形で、いわゆるロケーションシステム、そんなもの考えるような考えはあるのでしょうか。

○岡村企画調整課長

シティプロモーションのやり方というのは、その町その町でいろんな考えがあろうかと思えます。その町が持っている、どういうものを売り出していくかとか、どういう機会をチャンスに変えていくかとか、そのあたりはその町その町でいろんな実情なり考え方を踏まえていろんな方法を選択されるものと思うんですけれども、そういった映画とかロケの誘致ということについては、光市のほうでも例えば観光部門において県のフィルムコミッション等との連携において、そういった努力も誘致活動もしているというふうに理解もしておりますし、本市の場合は、まずは他市に誇れるものとしてはやっぱりおっぱい都市宣言に基づくまちづくりであったり、この自然敬愛都市宣言に基づく豊かな自然を生かしたまちづくりであったり、こういったものが挙げられるんじゃないかと思っています。

こういうものを、まずは十分に生かして光市の発信の材料にしていければというような思いを持っております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。結果を出してもらいたいというところで、あともう一つ、要望なりなんなりなんですけど、光市を知ってもらうためには、いわゆる光市で頑張っている農業者なり、商工業者の取り組み、また、さまざまな市民の活動団体など、こういったもの

も紹介して、シティプロモーション、広報戦略につなげてもらいたいというところを要望しておきます。お願いします。

以上です。

○森重委員

ちょっと関連性もありますので、財政当局ということでお聞きをいたします。

午前中にちょっと教育委員会もありまして、公共施設等の個別施設計画等が進んでいるところなんですけども、部局横断的という今の指摘と、これは市を挙げて行う場合にそういう視点が持てるのはやはり財政であり企画、そのあたりだというふうに思うのですけども、素人的に考えまして、いろいろこういうふうに公共施設等の適正管理に関する推進事業債とかいろいろな新しいものが方々にいろいろあるんですけども、そういうものを効率よくと言うか、全体感に立ってそれを活用していく、使っていくという観点から。ぱっと頭に浮かぶ事業として、今回、塩田、東荷の学校に併合するコミュニティーセンターですよね、ああいうものは、例えばこの地方債措置、公共施設の適正配置の中の事業債の複合とか集約というふうなメニューに入るのかなというふうにも思いますし、そしてまた、もとの大和支所の取り崩し、まだこっちが遅れていますけども、あれは2,000万円ぐらいの予算だったかどうかわかりませんが、ああいうものはこの中の解体ということで除去なんかに使えるのかなとか思うし、そういうのを考えたときに財政当局としては、午前中も言いましたけど一つ大きなのは、やはり合併特例債が36年当たりでまとまってありますので、その中で、光市が最低限どこにどういうものをつくって、未来に備えて初期投資をどこにするのかみたいなことを考えると、全てを合併特例債で、歩のいい財源ですからそれを使おうというんじゃないで、後から出できたこういうふうなものもうまく活用しながら、36年度までに、今後の中でもう合併特例債ほどの多分なかなか出てこないと思います。ああいうおいしいのはですね。おいしいと思ったらおかしいですけど、なかなか甘い飴だったわけですからね。そういうふうなことを考えると、やはりここを36年ぐらいの間に将来構想というか、ここまでにこれだけの、これだけの財源を使って、分のいいのは、こっちとこっちを使ってというふうな、そういうマネジメントみたいなものが、絶対必要なんじゃないかなと思うんです。

そういう見方が大事と思うのですが、実際に、じゃあ今の塩田・東荷の集約複合化、そして大和支所、こういうのは現状と今後のお考えみたいな可能性があるのかどうか。そのあたりを、ちょっとお聞かせください。

○山岡財政課長

まず、東荷・塩田等の起債メニューについてなんですが、現時点で使えるのであれば、金額等によると思うんですけども、合併特例債も想定しながら進めておるところでございます。

ただ、委員がお示しのように公共施設等適正管理推進事業債も、集約複合化にも該当する部分がありますので、これには、個別施設計画に位置づけること、また全体として延べ床面積が減少することなどの制約もあり、そのあたりについて、実際、使えるかど

うかについては、県と協議しつつメニューの活用を検討してまいります。

また、合併特例債活用の将来構想のお話があったと思いますが、将来構想については、まだ、何のメニューをどのぐらいの金額を使用するかという部分が、わかっておりませんので、そのあたりが明確になった時点で、どの起債を活用するかをしっかりと検討して、一番有利な起債を常に研究しつつ、取り組んでまいります。

現時点では、事業金額が見込めていないものにつきましては、合併特例債をこの事業に充てるということは、現段階では考えておりません。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。大和支所の2,000万円の分は、結局、すいません、あれは、もう合併特例債でしたか。除却、使っているということですね、じゃあ。

○山岡財政課長

現時点でのお話になるんですが、公共施設等管理推進事業債の除却債のほうを活用しようかなというふうに検討しておるところでございます。

以上であります。

○森重委員

除却の場合は個別施設計画要りませんので。これ、ちょっと期限が短いですか、ちょっと。長いか短い、どっちだったかな。

○山岡財政課長

令和3年度までとなっております。

○森重委員

わかりました。そのようにいろんなものを、本当、36年だから、ここ5年間ぐらいが勝負じゃないかと思うんです、実際。やっぱり、将来的に駅前もありますし、最低限、光市が、庁舎はちょっと没になりましたけれども、今後、将来のために、この合併特例債活用をあわせて、いろんなものを、ちょっと見比べながら、どこまでのものを投資しておくのかというか、将来のため。それはやっぱりここ何年間かの話だと思いますので、そのあたりを財政当局、しっかり力を込めてやっていただきたいというふうに要望しておきます。

もう一つ、すいません。ちょっと今度はシティプロモーションのほうで、先ほど、ちょっと出ましたのでいいのですが、おっぴまつり等で、きゅっととハグーンの、今回、企業ぐるみで新しい企画を導入されました。その総括と課題等があったら、そこだけは、ちょっとお聞かせください。

○岡村広報・シティプロモーション推進室長

きゅっととハグーンのプロモーション事業ということで、先日、おっばいまつりで、大王製紙と光市のお互いのキャラクターが交流を開始するためのイベント、ハグ印式というふうと呼んでおったわけなんですけれども、それを行いました。

このハグプロモーション事業ということで、大王製紙さんの協力をいただいて、例えばおっばいまつりの赤ちゃんのハイハイ競争でありますとか、赤ちゃんと中高生のふれあい体験、こういったイベントへの参加者、あるいは先ほど申し上げたはぐ印式への参加いただいた方、こういった方に大王製紙と光市が共同制作をした特性のおおむつケーキを記念品として送るようにしていたわけなんですけれども、思いのほか、参加の申し込みが早く進みまして、いつも以上に早いペースで、この定員に達したというふうにお伺いしております。そういった意味で、市民の方にもこのイベントに多少なりとも関心を持っていただけたのかなとは思っております。

あと、きゅっととハグーン、お互いのキャラクターが交流するというので、市内外の子育て世代にもわかりやすく、光市の、このおっばい都市宣言の街の理念でございますとか、そういうこともわかりやすく発信することもできたのかなというふうに感じております。

こういった取り組みを、このときだけの、一時的なもので終わらせるのではなくて、今後、引き続きどういった進め方ができるのか、またこういったことも相手側ともいろいろ話し合っていければというふうに考えております。

以上です。

○森重委員

今回は、そういう、おっばい都市宣言と理念に符合したのもあってというふうなところでのスタートで、確かに余り営利を目的にするようなものになると、やはり、おしめの業界、競合というか、いろいろやっぱりこういうところで自分たちの商品を見ていただきたい、ぜひ紹介したいというふうな業者、たくさんありますし、かといって、やはり、光市が、おっばいまつりというところで、それだけの力を持っていると、逆にそういうプロモーション的な力もあるわけですから、そのあたりをうまく、今後、力にしていっていただきたいというふうに思います。

やはり、こういう業界は、私は前回、ちょっと母子手帳の、テルモもやりましたけど、やっぱりよく知っているんです。街がどんだけ子育てのことに対して充実しているかとか、よう見ちよるんですよ、やっぱり。やっぱりそこに注目をして、ここには参入したいとか、もっと自分たちの商品をやらそういう企画を、ここだったらもっと発揮してもらえみたいな、そういう見方をする目線も持っていますので、ある意味、私はシティプロモーションというか、そういう注目を、今後のおっばいまつりやら、それから、そういういろんな事業に対して、一つは注目していかなきゃいけないというところでもありますので、しっかり今回のそういうものを踏まえて、次への展開に続けていってほしいというふうに要望しておきます。

以上です。

○西村委員

シティプロモーションについて、ちょっと御提案と、それから質問を少ししてみたいと思います。

ちょっと前ですが、白い犬が光市を歩きましたよね。白い犬。何のことかおわかりですか。

○岡村広報・シティプロモーション推進室長

通信関係の企業のことだろうと思います。

以上です。

○西村委員

そうですね。特別な企業の名前を出すと悪いのかもしれませんが、ソフトバンクさんですよね。そのときに、一緒に中華料理屋さんが紹介されましたが、あれは何に引っかけで紹介されましたか。

○岡村広報・シティプロモーション推進室長

光という名前だったと思います。

○西村委員

そうですね。何が申し上げたいかと言いますと、あれ、すごく全国で反響があったんです。先行委員が、いろんなことを、先ほどからアニメの件とか、言われていますけども、あれだけ反響のあったものが、今、どこに行っちゃったんでしょうね。

僕は、中華料理屋さんには毎月行って食事をしますので、あのときすごかったです。入れないくらい。

何が申し上げたいかというのと、余りにも早く、いろんなものに飛びつくのが早いんじゃないかなと。せっかく、光という題名を使って、おもしろくという表現をしたらいいのかわかりませんが、光駅に電車が入ってくるのを映されて、あの中華料理屋さんは、実を言うと、料理出てくるの、あんまり早くないんです。だから、僕たちはそのギャップがとってもおもしろかった。

でも、市外の人たちから見ると、「ああ、あの白い犬が出てきて、光飯店というのがあらしいね」と、「ちょっと、行ってみようや」と。でも、これって、すごいシティプロモーション。

今、N国なんかあっていって、ユーチューブに毎月、毎月というか毎週出てくる政党がいますけれども、あのユーチューブに掲載するだけで2億円稼いだそうです。

だから、今はいろんな形のシティプロモーションがあるんでしょうけれども、やっぱり、せっかくいい材料をもらったら、それを少し大切にするという姿勢も、僕は必要なんじゃないかなと思っています。

ちなみに、今、室積で、塩をつくっていらっしゃる方がいらっしゃいます。これ、満月と新月というお塩があるんですけど、食べたことのある方、いらっしゃいますか。執

行部の方で。

そうですね。私も、この前食べてみました。確かに、若干、この辛みが違うんだなというふうに思いましたが、そういうもんでも、せっかく売り出していらっしゃって、シティプロモーションとして市のほうでも取り上げて、みんなで評価をするというか。

今、お店なんか行っても、食べログっていうんですか、お店の評価をするやつがありますよね。僕、この前、友達から、「おまえ、そういうのに自分の名前で本名で評価を出すなよ。」って言われたんですけど、やっぱり、結構皆さん見ているんだなというふうに思いました。

ぜひ、新しいものがだめというんじゃなくて、今の時代に合ったツールを使って、光市のよさを、ぜひ発信し続けていただきたいと思います。

今の所管の取り組みは、とってもいいと思いますよ。僕も名刺、大分お配りさせてもらいましたし、なるべく光市の宣伝には努めているつもりですけども、その点、また何かの参考にして取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○仲山委員

皆さん、視察に絡んでというかプロモーションのことで盛り上がっているんで、私も、ちょっと参加させてもらおうと思います。

もったいないなと、いつも思っているんです。うちの街のどういうところを、どういうふうに伝えていくかというか、発信していくかということのもとを、誰がどのように考えて、どのような範囲で共有して進めているのかというのが、よく見えないんです。

例えば、「何とかの街 光」とかでもいいですけど、何かキャッチフレーズなり枕みたいなものが、例えばつくということがありますがけれども、そういうのをみんなで、これでいいよねっていうことを、何か共有するときに、どういうふうに何か過程が必要なような気がするんです。みんなでそれがいいねということ共有する、そのあたりについて、そういうことやなんかが、結局、プロモーションの基本的な計画というか、どういうふうにして内容を決定したりとか、どういうツールで、今、そんな情報を入れながら、みんなでもみながら進めていく、そういう場をつくることも含んででしょうけれども、推進計画というのを視察に行ったところは、そういうのを持っていて、計画にのっとして、街ぐるみで推進をしていると。その中に載っていることは、皆さん共有していますので、それにのっとして、うちの街はこういうことで推していくんだ、こういう内容を伝えていくんだ、いろんなことは方針として決めてあったりするわけです。そういうものが、やっぱりあると、力強く発信していけるんじゃないかなと。

光市は、先ほど言われました名前もそうですし、いっぱいいい資源はあると思います。それらを力強く発信していくために、皆で共有できる計画みたいなものがあるといいんじゃないかなと思ったりするんですけど、そのあたりについては、お考えいかがでしょうか。

○岡村広報・シティプロモーション推進室長

シティプロモーションを推進するための計画をつくったらどうかという御提案だろうと思います。

シティプロモーションについては、第二次光市総合計画の中でも、この中に53の政策を網羅しているわけなんですけれども、その中の一つとして、シティプロモーションの推進という項目の政策を位置づけておまして、その中で基本方針、あるいは施策展開の方向、成果指標の設定、こういったものを定めております。

ですから、基本的にはシティプロモーションの取り組みについては、この総合計画の中の掲げたことを一番の根幹において進めさせていただいているところでございます。

これとは別に、シティプロモーション推進室のほうでは、年度の初めに今年度の事業の取り組み方針等も整理をして、各関係各課等とも連携を図りながら、取り組みを進めていっておりますので、そういう中で、いろんな考え方や取り組みの進め方などの共有を図っていければと思っております。

以上です。

○仲山委員

そういった総合計画の中で、大きくは計画があるという話を、今、お伺いしました。

ただ、それが見えにくいというのは、やはりその計画自体が、みんなと上手に共有できて、発信のときのあれに、なかなかつながっていない面もあるのかなと思いますので、そのあたりはぜひとも、計画をつくること自体が、僕は大事だと思っているわけではなくて、戦略的に、計画的に進めるためには共有しておかなきゃいけないことがあるだろうと、そのあたりを考えて進めていただければと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第96号 光市住民の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

説 明：縄田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲山委員

こんにちは。よろしくお願いいたします。一般質問で地域おこし協力隊のことについて質問させていただきました。それに関連するところで、何点か質問させていただきたいと思います。

一般質問での回答の確認を、まずさせていただければと思います。

今の地域おこし協力隊の任用の仕方、たしか、申し込みのほうでは非常勤嘱託員（特別職）となっていたかと思います。この任用の仕方の場合、兼業・副業は可能かどうかお伺いします。

○高橋地域づくり推進課長

非常勤嘱託職員（特別職）について、兼業・副業できるかというお問い合わせですが、兼業禁止については、適用除外となっておりますので、法的には可能となっております。

以上でございます。

○仲山委員

確認させていただきました。

来年度、会計年度任用職員制度へと移行となると思うんですけども、その場合、地域おこし協力隊の隊員の兼業・副業に関しての点については、どうなりますのでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

移行後につきましても、パートタイム勤務ということになりますので、兼業禁止については、同じく適用除外というような扱いになります。

以上でございます。

○仲山委員

了解いたしました。

今度、新しく募集があります。その新しい募集に際し、任用の条件や待遇に変更はありますか、あるいは、ありそうですか。

○高橋地域づくり推進課長

今、非常勤の職員ということで、今度、会計年度任用職員ということに変わるわけなんですけど、これは現在着任中の隊員も、同様に移行対象となりますことから、基本的な条件については同じということでございます。

以上でございます。

○仲山委員

了解しました。

今後、続けていく中で改善という意味になるとは思いますけれども、募集に際して任用の条件や待遇、あるいは、その他、任務に関しては当然かわるとは思いますけれども、そういった任用の条件、待遇に関して、変更をするというときも起こる、起こらないとは言えない、起きるんだろうと思います。

そういうことがあったときに、その先任者との関係はどのようになりますでしょうか、条件について。

○高橋地域づくり推進課長

待遇の変更ということですが、基本的なことについては変えない方針でございます。

以上でございます。

○仲山委員

わかりました。いずれ、改善という意味で変えるときが来たときにも、先任者と差がつかないように進めていただければと思います。

もう一点、お願いいたします。

国のほうで、お試し地域おこし協力隊ということで、国のほうでお金を用意してくれて、試しに来てみるというような制度があるという話であります。本市での活用について検討はしていらっしゃるかどうかお伺いします。

○高橋地域づくり推進課長

議員、御案内の制度は、地域おこし協力隊員が任期途中で退任に至る理由の一つとして、受け入れ地域、それから受け入れ自治体、隊員の三者とのミスマッチというのが主な理由として退任があるということ、そうしたミスマッチを事前に防ぐ手段として、二泊三日以上の地域協力活動を体験し、着任前の段階でマッチングを図るという制度でございます。

しかしながら、都市部でのPR費用、それから、それに係る職員の旅費、地域での体験プログラムの費用等は、特別交付税の対象となっておりますが、隊員希望者の交通費、滞在費、こういったものは対象となっていないというのが、この制度でございます。

本市におきましては、既にそういった課題も踏まえた対応として、募集に当たりまして、事前に活動内容を提示しておくこと、それから応募があった場合、本市に来ていただいて面接を行い、その際にあわせて現地見学等、そういったものを行う機会を確保するというようにいたしております。

なお、面接に来られる隊員希望者の交通費の一部につきましては、県の補助金を活用することが可能となっております。

以上でございます。

○仲山委員

今の進め方の丁寧さからいくと、必要がないようだという様子は、今の話からうかがえました。了解しました。ありがとうございました。

○中本委員

それでは、1点ほど質問したいと思います。

浸水被害を受けた三島コミュニティセンター、三島出張所、昨年の災害で浸水被害を受けました。現状で、今、一応整備しながら、コミュニティセンターとしての機能は果たしております。

あちこち、いろいろ声を聞きますと、現状のままで災害のときどうするんだ、というような声が出ている状況であります。

一般質問等で、中身については一定の理解はしておりますが、再度、もう一回、どういう課題があって、どんな状況なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○高橋地域づくり推進課長

市内のコミュニティセンターにつきましては、平成に建て替えを行ったもの、3館ございますが、光井、室積、大和ですか、それ以外につきましては、40年代から50年代に建設されたものでございまして、施設の老朽化、バリアフリーにも完全に対応できていないという課題があるというのは認識いたしております。

三島につきましても、想定される災害の種別や避難経路、動線の問題等、こういうこともございますが、これまで避難所として活用してきた経緯、それから地域コミュニティ活動の拠点施設、行政窓口機能としての出張所、これが併設されているということも考慮いたしまして、最適な方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員

平成17年、平成21年、30年度、5年か7年に1回、今まで災害が来ておりました。三島コミュニティセンターは、一応避難所として指定され、避難をいたしました。昨年の7月の災害では、避難所から三井の小学校まで、体育館まで避難所から避難をしなければならない、そんな状況であります。そうですね。

避難所から避難しなければならない、避難した場所に行って、災害でそこが危ないから、次の避難所に移動すると、そういう状況でよろしいでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

昨年の災害においては、そういう事例が発生しているということは承知しております。以上でございます。

○中本委員

今後、そういうことがあってはならないというふうに、私、思っておりますが、今、このままの状態、例えば課題は何があるのか。財政の問題があるのか、費用面。それ

から、場所が問題なのか、それぞれやっぱり問題点も課題があると思いますので、その課題をクリアしていくために、いち早く、安心できるセンターでないといけないというふうに思っておりますので、今から、例えば検討あるいは調査等をするためには、何かいい、そういう考え方があれば、ちょっと教えてください。

○高橋地域づくり推進課長

今、これといったことは持ち合わせていないというのが事実なんですけれども、委員、御指摘の件につきましても、最善の方法につきまして検討していきたいということでございますので、今後、検討させていただきたいと思います。

○中本委員

よろしく願いをいたします。

三島橋ができて、三島が、より、その橋によって絆が結ばれ、交流が多くなったというふうに、私は思っておりました。

ところが、高齢化になって、いろいろ、要は運転できない、あるいは踏切を渡るのが大変だというような声もあります。だから、できるだけ三島一つでありますので、その辺を加味しながら、早急に建て替えする方向性を示さなければいけないなというふうに思っておりますので、ぜひ、よろしく願いをしたいと思います。

以上です。

○田邊委員

こんにちは。努力者支援制度、いわゆる国保のインセンティブについてなんですが、平成30年7月20日に厚生労働省保健局、国民健康保険課長が平成31年度の保険者努力支援制度についてというのを出してありますが、これのちょっと気になるところがあるんですが、平成30年度交付額算定時に、評価対象とした取り組みに係る実績調査を8月を目途に行い、その結果、以下のいずれかに該当した場合、交付見込額の算定基礎となる評価において減点を行うということになっております。

この評価指数、従来は加点方式でありましたが、来年度以降、これがマイナス点、減点方式が導入されるようです。その内容を教えてほしいということで、よろしく願いします。

○縄田市民課長

国民健康保険の保険者努力支援制度の件でありますけど、この保険者努力制度については、来年度から、評価指標にマイナス点、要するに減点方式が導入されるのではないかとのご質問でありますけど、ただいま議員から御紹介がありましたように、令和2年度から一部の評価指標につきまして、マイナス点が導入されることとなっております。

減点される評価指標の項目は、特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率及び法定外繰入れの解消等の3項目であり、例えば、特定健康診査におきましては、受診率が20%未満の市町村は25点、20%以上30%未満の市町村は10点が、それぞれ減点されるこ

ととなっております。

以上です。

○田邊委員

今、言われた配点の方式、特定健診の受診率がマイナス10ポイント、またマイナス25ポイントとなるというところなんですけど、そういった影響が出ると、光市においても。光市の特定健康診断の受診率は、今現在はどんな状況でありますか。マイナスになりそうですか、それともどうなんですか。

○縄田市民課長

本市における平成29年度の特定健康診査受診率は27.4%であり、この受診率が令和2年度の評価指数の数値となります。

以上です。

○田邊委員

数値はそうなんですけど、どうなんですか。減点されるのか、されないかというところをお願いします。

○縄田市民課長

申し訳ございません。今、申し上げましたとおり、光市の特定健康診査受診率は27.4%になりますので、先ほどのマイナス点が導入される令和2年度につきましては、10点が減点される予定であります。

以上です。

○田邊委員

そういうことなんですけど、光市の受診率、これ、今、マイナス10点になるということは、やっぱりそれだけ国からの分担金というか、そういったものが減るんじゃないかというところなんですけど、今後どういった取り組みをされて、これは予算説明のときにもお聞きしたと思うんですけど、再度確認のために、このインセンティブについては、もう一度お願いしたいんですけど。

○縄田市民課長

光市における特定健康診査の受診率の向上に向けた新たな取り組みでありますけど、特定健康診査の自己負担額が、これまで1,000円でありましたところが、今年度から無料という形になりました。

また、人工知能を活用して、過去の受診データを解析し、対象者の特性に合わせたメッセージによる受診勧奨通知書を送付することとしております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。1,000円のところが無料になって、A I を使って勧奨に取り組むというところなんですけど、実際には過去にそういった受診履歴がない場合は、A I なり何なりで使えるんですか。それとも、過去に履歴がある場合のみ、A I でそういった判断ができるというところなんですか、どうですか。

○縄田市民課長

これにつきましては、過去に受診歴がある人ということに限らせていただいております。

以上です。

○田邊委員

ということは、やはり過去に受診履歴がない方を、そういったところを抽出して吸い上げていかないと難しいというところではあるという。だから、そうじゃないと、いわゆる27%の水準から伸びるか伸びないかというところの問題が、ここで出てくるというところなんですけど、パーセンテージを上げるためには、やはり、そういうことをしないと難しいのではないかとこのところでお願ひします。

その保険者努力支援分に係る国の予算、これをちょっとお願ひします。

○縄田市民課長

国の予算規模でありますけど、保険者努力支援制度は都道府県分が500億円、市町村分が500億円となっております、全体では1,000億円の予算となっております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。これは、いわゆる取り合いみたいなどころがあるような気がするんですけど、取れるものならそういった啓発をして、極力頑張ってもらいたいと。

それで、光市には、今後どれぐらいが見込まれるかというところは、わかればお願ひします。

○縄田市民課長

令和元年度の予算でいいますと、保険者努力支援分として約2,000万円を想定しております。

以上です。

○田邊委員

2,000万円、だから、今言う、国の1,000億円のうちの2,000万円は入るということの理解でいいですね。

○縄田市民課長

市町村分の500億円のうち、保険者努力支援分として2,000万円程度は入ってくる予定となっております。

以上です。

○田邊委員

国保もインセンティブで、そういった努力者支援制度には、滞納率ももちろんあると思うんですけども、先ほどの受診率というところもあるんですけど、そういった形で、国からのそういった補助で、国保料はやっぱり高いんで、やっぱり、極力努力をお願いします。

それでは、後期高齢者医療保険、これも、ちょっとお願いします。

後期高齢者の短期被保険者証の発行状況について、平成31年4月12日付で、厚生労働省が平成29年度後期高齢者医療制度の財政状況等について公表しておりますが、その中で、都道府県別の短期被保険者証の交付者数が掲載されており、山口県は563人となっておりますが、光市の短期被保険者証の交付数を教えてください。

○縄田市民課長

厚生労働省は、平成30年6月1日現在での全国の短期被保険者証の交付者数を公表しておりますが、本市の同時期の状況で申し上げますと、28人に短期被保険者証を発行しております。

以上です。

○田邊委員

28人、わかりました。

その短期被保険者証、これはどのような方に対し発行するのですか。

○縄田市民課長

後期高齢者医療制度の短期被保険者証は、山口県後期高齢者医療広域連合の交付要項に基づいて発行するものでありまして、年次更新時、これは税額が決定した後の毎年6月上旬になりますけど、6カ月以上保険料を滞納している被保険者のうち、納付相談においても納付の意思がない方、または分割納付誓約が履行できていない方を対象に発行しているものでございます。

以上です。

○田邊委員

滞納し、6カ月以上滞納した場合ということですけど、後期高齢者だから75歳以上で低所得者であり、いろいろお金に苦しいというところの問題なんですけど、それについての相談なり何なり、本来は短期被保険者証を発行するようなものでもないんですが、やはりそういったところの対策、この28人の方の対策は、今後、どう考えられておりま

すか。

そういった方の対策というか、対策というよりは、そういった方を助けるという形でどうですか。

○縄田市民課長

短期被保険者証も通常の保険者証と同じように使用はできますけど、6カ月ないし3カ月の短期の保険者証になりますことから、被保険者につきましては、それだけ更新の機会が多くなって負担をかけるということになっております。

短期被保険者証を発行する目的としては、いかに滞納されている被保険者と接触する機会をふやすかというところにありますので、その接触機会をふやしながらか、適正な納付相談を行いましか、家庭状況等も踏まえながらか、いかに納付してもらえるか、納付してもらえる金額は幾らぐらいが適正なのか、そのあたりを滞納者と相談しながら、できるだけ滞納額を減らしていくよう努力をしております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。今の、接触して極力やると。公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければならないという地方公務員法の30条ですか、それに則って、今後もよろしくお願ひします。

もう一点、年金生活者支援給付金制度、これについてなんですが、10月より消費税引き上げ分を活用した年金生活者支援給付金制度が始まりますが、この制度も、以前お聞きしました。概要について理解しておりますが、今後のスケジュールと、国で、ちょっと変わったんじゃないかというところがあるんで、ちょっとそのあたりを教えてください。変わったところが、少しあるんじゃないかと。

○縄田市民課長

年金生活者支援給付金制度でありますけど、この制度のスケジュールというか流れを申し上げますと、9月上旬から随時ではありますけど、日本年金機構から対象者の方に案内の文書と請求書となるはがきを送付されております。

その請求書に氏名、住所等の必要事項を記入の上、日本年金機構に郵送していただければ、この制度の手続は終了するという形になります。

なお、12月末までに請求書が年金機構に届けば10月分からの支給となりますが、来年1月以降に請求書が年金機構に届いた場合は、翌月分からの支給となっております。

以上です。

○田邊委員

いわゆる9割軽減の方に5,000円という形であったと思われるんですが、9月上旬から案内を行って、12月末までの年金機構に届けば2月ぐらいに5,000円が入るという形なんですけど、そういった周知は市役所でもやっているんですか。

○縄田市民課長

今回は日本年金機構からの通知ということで、対象者に郵送で文書が届いていますけれども、市としましては、広報等を活用しながら、周知を図っております。

以上です。

○田邊委員

これについては、市役所に問い合わせなんか、何件かありましたか。どんな内容であったかというのが、もし言えたらお願いします。参考までにね。

○縄田市民課長

詳しいことは把握しておりませんが、数件、この件についての問い合わせあったということは聞いております。

内容につきましては、このような請求書が最近はいろんなところから送られてくることから、これは、公的なものなのかというような問い合わせがあります。

それから、隣の人には通知が行ったけど、私のところには来なかったが、どうしてかというような問い合わせもあるように聞いております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。電話なりで問い合わせがあったときは、いろいろ聞いて確認して、ちゃんと年金機構から来たものか確認して、対応をお願いします。

もう一点、お願いします。

これも大事な問題なんですけど、自衛官募集問題、この問題についてなんですけど、自治体が自衛隊側の求めに応じて募集対象者の個人情報をもとで提供しているかどうかということなんですけど、これは、光市ではどんな対応をしておりますか。

○縄田市民課長

光市では、自衛官募集に関する情報提供の依頼があった場合は、市民課の窓口におきまして、住民基本台帳の閲覧ということで対応しております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。他の自治体は、いろいろ資料提供をするところもあるということをお聞きしておりますけど、自衛隊の言い分としては、自衛隊法の97条及び同法施行令の第120条か、97条では地方自治体が自衛官募集に関する事務の一部を行うとされ、同法施行令120条では自衛官募集に必要な場合、防衛省は地方自治体に資料の提出を求めることができるという、自衛隊側は、必要だと働きかけてくると思うんですけど、しかし、自治体が自衛隊側からの名簿提供の求めに応じるかどうかは任意であり、提供を義務づ

ける法的根拠は存在しないというところははっきりとしておりますので、今後、閲覧までにとどめておいてください。

以上です。終わります。

○森重委員

2点お聞きいたします。

まず、1点目ですけど、空き家等の実態調査、入札も終わりましたから現在の進捗状況を、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○小田生活安全課長

今年度の6月に入札による業者選定を行い、現在、委託業者による現地での実態調査を実施し、来年の2月中に調査を全て完了する予定となっております。

以上です。

○森重委員

市内で、手つかずのそういう空き家、どのぐらいあるのか、ちょっとわかりませんが、実際に今回の事業として進んでおります。

これは、調査終了後の一番のメリットといいますか、そこをどのような活用をされるのかだけ、ちょっとお聞きいたします。

○小田生活安全課長

実態調査後の活用といたしましては、実態調査データを基礎資料とし、空き家等に対する措置方針、空き家等の増加の抑制、利活用、所有者への適正な管理の促進などの対策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした、空き家等対策計画の策定を、令和3年度に予定しております。

以上です。

○森重委員

実際に調査は進んでおりまして、2月末、3月までには終了すると思っておりますので、その後の対策を、しっかりよろしくお願ひいたしたいと思っております。

もう一点は、若年成人を悪徳商法から守る改正消費者契約法というのが、この6月に施行されておりますので、ちょっと皆さんが認識を得るために、これはどういうふうな法律なのかを、ちょっと御紹介ください。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、平成30年6月に交付された消費者契約法の改正の内容といたしましては、民法では未成年者に限り、親の同意がない契約は、ほぼ無条件に取り消せる未成年者取消権を認めておりますが、民法の改正により成年年齢が引き下げられ、令和4年度からは18歳・19歳は取消権を失うこととなります。

このことから、このたび改正された消費者契約法は、就活商法やデート商法など、社会生活上の経験が乏しい若者が被害に遭いやすいとされる契約について取消権を可能としたもので、主に若者の消費者被害を救済することを目的としたものでございます。
以上です。

○森重委員

2022年度の18歳成人を見据えた法の導入と思うのですがけれども、今現在は、やはり消費者相談窓口をお持ちですから、やはり弱い高齢者向けの、いろいろ悪徳商法がございますけれども、実際に18歳成人となりますと、まだ、経済力もないけれどもそういう契約を自分で結ぶことができる。結んでしまったら、それを取り消すことができないというふうな問題を、前倒しでこういうふうな法改正をされたところだというふうに思いますので、しっかり不安商法やらデート商法と言われる、やはりわけもわからなくて、実際にその、いろいろな商法によって契約をしてしまう、そういう18歳成人が救える道があるということで、しっかり周知をしていきたいというふうに思います。

大切なのは、やはり、これから18歳を迎える消費者側の教育が、やっぱりそういう認識を持っておくことが重要だと思いますけれども、そのあたりの考えを、ちょっとお聞きします。

○小田生活安全課長

現在、消費者庁においても、今回のこの改正による対策及び消費者契約法の改正に伴い、消費者教育の充実や消費者ホットライン「188！」の周知等に取り組んでおります。

光市といたしましても、市内の高等学校の3年生を対象とした出前講座を実施しており、30年度の実績で申し上げますと、希望のありました市内2校に訪問し、自立した賢い消費者になってもらうための講座、高校生消費者教室を開催しております。

今後も令和4年から施行されます成人年齢引き下げに向け、出前講座やホームページ、市広報による周知等の注意喚起に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○森重委員

消費者教育、しっかりお願いしたいと思います。実際に18歳といいますが、経済力がなくても何かいいぐあいに乗せられて、そういういろんな商法に契約してしまった場合に、いろんなそういう手立てがあるということですね、やはり、知識としてしっかり認識していくことが大事だと思いますので、そのあたりの教育も、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 付託事件審査

- ①議案第97号 光市固定資産評価審査委員会条例及び光市手数料条例の一部を改正する条例

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第98号 光市職員定数条例等の一部を改正する条例
議案第99号 光市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第100号 光市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
議案第101号 光市旅費条例の一部を改正する条例
議案第102号 光市職員退職手当条例の一部を改正する条例

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

おはようございます。現在の市の職員の任用の区分として、非常勤、嘱託あるいは臨時だとか、いろいろな言葉が連なって区分があるんですけども、会計年度任用職員に移行する際に、その区分によって移行する先があるんだと思いますけれども、給与だけでなく、待遇だとか、先ほどありました服務規定等条件もそれに伴って移行するのだと思うんですけども、そのあたりについて、ちょっとわかりにくいので教えていただけますでしょうか。

○加川総務課長

会計年度任用職員の移行に伴う処遇の改善等について、給与、それから費用弁償については申し上げましたが、それ以外で申しますと、例えば、休暇制度等がございます。現在付与されている休暇につきましては、年次有給休暇、それから忌引のみでございますが、会計年度任用職員移行後につきましては、先ほども少し説明申し上げましたが、国の非常勤職員の例により付与することとなります。

一部紹介いたしますと、国の非常勤職員の休暇制度では、9種類の有給休暇、それから15種類の無給休暇がございます。例えば、有給休暇では、これは今ございますが、年次有給休暇、それからこれもございますが忌引、それから結婚休暇などがございます。また、無給休暇では、産前産後休暇、介護休暇、育児休業、こういったものがございま

すので、こういった休暇が新たに付与されることになろうかと思えます。

また、服務規定でございますが、現在、臨時、パート職員は、既に一般職でございますのでこういった規定は適用されるところでございますが、今の嘱託職員は特別職でありますことから、地方公務員法の適用がございませんが、会計年度任用職員の移行に伴い、全て服務規定が適用されるという形に変わるところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。

○田邊委員

おはようございます。国の同一労働同一賃金という形で、自治体の職員のほうも制度改革が行われてきたというところで、非常勤職員の処遇改善の面では大きな前進と思い、非常に喜んでいるところなんですけど、部分的に何点かちょっと聞きたい点があるのでお願いします。

先ほどの29ページなんですけど、期末手当、12条、給与条例第14条から第14条の3まで、これは光市の一般職の職員に関する条例に則ってここに書いてあると思うんですけど、任期が6カ月以上のフルタイム会計年度任用職員、これはフルタイムの会計年度任用職員ですから、一般職員と同等の処遇になるという形ではありますけど、その次に、33ページをお願いします。21条、ここで、これも期末手当なんですけれども、これはパートのほうなんですけど、これは給与条例の第14条の3までの規定、これも任期、同じようなことが書いて、6カ月以上のパートタイムに任用職員の規定がここに書いてありますけど、いわゆる期末手当の基準が、光市のこの条例によると、在職期間が6カ月以上は1.3という率になっておりますが、それで、このフルタイムのほうは恐らく2.6、期末手当が払われると。しかしながらパートのほうについては1.45になるのか、そういうところなんですけれども、そこのところをちょっと詳しくもう一度教えてもらいたいなど。ちょっと違っているかな、感覚が。

○加川総務課長

会計年度任用職員の期末手当の率でございますが、これはフルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員ともに1.45月でございます。

まずこの1.45についてでございますが、会計年度任用職員の制度の設計に当たりまして、国から示されたマニュアル等に基づいてやっております。

その中では、各団体の実情、それから任用実態等に応じて、細部において制度設計をしてくださいということがございます。

本市におきましては、常勤職員との権衡を図るという中で、フルタイムの再任用職員、これにつきましては正規職員と同様に本格的業務に従事をしておりますことから、この職員と同等の1.45としたところでございます。本市では再任用職員制度の運用に当たりましては、フルタイム、これを基本としております。そうしたことから、本市の任用の

実態ということを考えてとき、このフルタイムの再任用職員との権衡を図らずして、常勤職員との権衡を踏まえるということとはできないことから、こうした考えに基づいて1.45の率を適用しているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

県内で調べたところによると、2.6のところもあるんですが、課長のほうでは、県内のところも詳しく調べておりますか、そういうところ、今の。この会計年度任用職員が光市は1.45というところなんですけれども、私の調べたところによると、下関と山陽小野田、岩国など、こういったものは2.6という形でこの制度で、期末手当については支給するという事になっているんですけど、課長のほうではそのあたりの調べた分がありますか。

○加川総務課長

他市における期末手当の支給月数でございますが、現時点で山口市と柳井市は条例をまだ上程していないという情報もございますので、本市を除いて10市になろうかと思えますが、2.6を適用しているのが、議員さん御紹介いただきました下関市、それから岩国市、山陽小野田市、そのほかに宇部市と美祢市、このあたりがこの月数を適用しております。本市と同じく1.45を適用しておりますのが、下松市、周南市、防府市、萩市、長門市ということで確認をしております。

以上でございます。

○田邊委員

県内でもそういったばらつきがあるということでもあります。そういうところで、国が示した同一労働同一賃金なんですけれども、これについてはそういった均衡を図るといながら、部分的には少なからずそういった格差が広がっているというところが、少し私の気になるところなんですけれども。

それと、フルタイムの支給対象、期末手当の支給対象なんですけど、これは29時間3分以下、これは支給されないというところなんですけど、これも何でそういった支給についての制限があるのかなというところなんですけど、その根拠もお願いします。

○加川総務課長

期末手当の支給対象者のところでございますが、そもそも期末手当の趣旨でございますが、これは一時的に生計費が増大する盆・暮れ、これに向けて生計費を補充するための生活給とされております。このことを鑑みまして、社会保険等において、常時勤務職員と同等として取り扱われ、また主たる生計維持者というふうに位置づけられている正規職員の4分の3以上の勤務、これがすなわち29時間3分になるんですけども、ここを対象の基準としたところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

まあわかりました。まあ、その部分的なところは、この改正の法律では、そこまでは、自治体の裁量によるという形にはなっているとは思いますが、国のほうも、この会計年度任用職員が来年度という形で、大変神経を使われているというところなんですけど、これ、来年度の、これは総務省の8月ぐらいのやつなんですけど、来年度の地方財政計画において適切に措置をしていく、この会計年度については。そういったことも踏まえて、まず適切な任用をしていただくという形ではあると思うんですけど、これが逆に財政措置が心配だから適切な任用ができないとなると、法改正の趣旨がちょっと曲げられるんじゃないかという観点です。

そういったところは、今回議案で出て、光市としては、1.45とするという形なんですけど、本来、下関なり美祢なり山陽小野田、そうしたところは2.6というところがありますので、そこがちょっと気になる場所と私は思います。そこがちょっと。

それと、先ほどの先行議員の質問にありましたが、その他の勤務条件なんですけど、これは労安法に基づく健康診断、また研修及び男女雇用機会均等法に基づく措置など、こういったものも適用されると思われるんですが、そのあたりはどうなんですか。

○加川総務課長

健康診断等のお話もありましたが、このあたりについては労働安全衛生法が原則適用ということで、今と同じでございます。

以上でございます。

○田邊委員

いろいろ、これは任用根拠の明確化がうたわれてきて、非常にわかりやすくなってきたというところでもあるんですが、ちょっと疑問に残るところがあるんですけど、もう3点ぐらいいいですか。

この任期を定める、いわゆる会計年度職員は、1会計年度末日をもって毎年度任用期間が終了すると。任期の定めがある職員であり、雇用の安定化の面では根本的な解決になっていないというようなところがあるんですけど、その辺の見解をお願いしたいと。

2点目は……。

○委員長

1点ずつで。

○田邊委員

はい。

○加川総務課長

今、任期のお話であったと思います。会計年度任用職員は、先ほども御説明いたしま

したが、1会計年度内の任期ということで、3月31日。これは会計年度任用職員自身が相当期間任用をされるべき職という扱いではございませんで、正規職員が相当期間任用される職員という形で配置をしております。そこで、いわゆる権力的業務等業務に従事しております、会計年度任用職員についてはその補助的な業務で、それについては毎年度そうした業務があるかどうかというのは、その都度精査をしていくというところがございますので、これについては会計年度で区切られたものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

仮に4月1日から任用すると。3月のエンドで終わりと。いわゆる試用期間みたいなものが1カ月ある。そしてまた会計年度、次の年の3月に終わると。また採用すると。試用期間が繰り返すと、その間。この間の任用をこの任用で雇うか雇わないかと、雇用、任用するかしないか。そういった判断は自治体側でできるというところなんではないでしょうか。

○加川総務課長

最初の1カ月は条件つき採用期間でございますので、自治体のほうでそのあたりは判断するということになります。

以上でございます。

○田邊委員

私が先ほど言ったところの今の言いたいところなんですけど、任期の定めのある職員、これが雇用の安定化、実際は長いスパンで雇うのが普通ではないかというところで、こういった形で、そういった会計年度職員、これを新設するというところなんですけど、1点目がそこなんです。問題というところは。雇用の安定化という面ではちょっと問題があるよというところ。

2点目なんですけど、これは会計年度任用の2タイプがあると。フルタイムとパートタイム、これについて、支給される手当に格差があるというところなんですけど、フルタイム型で正規職員と勤務時間が同じで、正規職員と同等の諸手当と支給が可能とされるのに対し、短期のパートタイムの方は、期末手当のみの支給、ここ。

パートタイムは期末手当のみ。いわゆる正規職員と同等の諸手当の支給が可能なのはフルタイム。しかし、パートタイムは期末手当はあるが、正規職員と同等の諸手当、このあたりの部分をちょっと詳しく教えてもらいたいんですけど、そこも同等なんですか。パートとフルタイムの。

○加川総務課長

先ほど説明いたしましたが、例えば通勤手当などは、フルタイム、パートタイム変わらず同等の取り扱いになるところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

ほかの部分は、まだ調べてないですか。ほかの部分。

○加川総務課長

手当につきましては、議案集の40ページ、41ページです。こちらのほうに、会計年度任用職員の給与等の概要ということで、給与等に含まれます各種手当について記載をしております。通勤手当、それから特殊勤務手当、それから時間外手当、休日手当、こういったものは同一でございます。

以上でございます。

○田邊委員

宿日直手当はなしですよ。

○加川総務課長

宿日直手当は、パートタイム勤務職員にはさせないということでございます。

○田邊委員

ここで言うのに、フルタイムとパートタイムの会計年度、2つパターンがありますね。その中では、正規職員と同等の諸手当は支給が可能となっているということ、光市では。確実に。

○加川総務課長

こちらに掲げている手当についてはそうでございます。

○田邊委員

はい、わかりました。まあまあ同等ということで、わかりました。

それでもう一つあるんですが、この労働者の権利の低下、こういったものがあるんですけど、これはこの会計年度任用職員に伴って、今まで現行の特別職の非常勤職員、これが労働組合法が適用されていたと。それで、労働契約の締結や労働委員会の活用が可能であったと。しかし、この特別職非常勤職員のうちでもこの会計年度に今度は移行される人もいるというところなんですけど、これは一般職に切りかわるので労働協約締結権を有するこの労働組合に加入することができない。この地方公務員法第9節に定める職員団体の扱いになりますと。労働組合としての法的効力が低下するので、この点は大きな問題となると思うのですが、どうなんですか。

○小田総務部長

もう一度、会計年度任用職員の移行についてお話をしますと、まず、法制度の設立の趣旨が、まず、地方公務員としての例えば守秘義務とかいろんな義務、処分についても全て地公法が適用されて、今の現行の非常勤特別職として任用をしております嘱託職員

については、そういうものが一切適用にならなかったと。その上で、我々職員と同じように、上司の命令を受けて、通常の事務として行っていたものが特別職でありますので、そういうものがかかってこないというのが一番大きな制度上の問題でありました。それで個人情報等も扱ったりしていると。それを改正するのが一つの目的であります。

それと、もう一つの目的は、議員がいろいろ言われましたが、今まで処遇が常勤職員と大きく違っていたものを、給与から手当についてまで、ある程度の水準まで持っていこうと、いわゆる働き方改革の一環としてこの制度の導入を行うものであります。

したがいまして、先ほどからいろいろ御質問されたものについても、地方公務員法に基づいた任用形態はもう既に臨時的任用については、審議会の委員等の特別職を除き、非常勤の場合は全ての職員が会計年度任用職員でないと任用ができなくなります。ですから、これ以上の任用はないというふうに御理解をいただきたいと思えますし、全体的な経費で申し上げますと、ざっくりと言いまして、大体3億円程度それぞれ、272名ぐらいの対象者がおりますが、これが予算的にはかかっていたものが、ざっくりと申して四、五千万円ほど人件費が上がってくるということで、処遇、待遇に関しては大きく変わると。

もう一つの点は、これまで3カ月程度の短期間で任用をしておりましたものも、一応年度間の期間を区切って、職がある限りにおいては、半年では切らないと。1会計年度内で切っていくということで、さまざまな点も改善をされてくるものと考えておりますので、引き続き適正な運用を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。わかるんですけど、光市が、賃金、期末手当の部分はやっぱり1.45というところはちょっとやっぱり気になる場所。他市で2.6というところもあるんですけど。今回の処遇改善については、本当に私も一歩を踏み出したからいい、これは歓迎できる面もあると。しかしながら、やはり他市がそういった2.6で出しているというところの部分が、できなかったのかなというところがちょっと……。

○小田総務部長

再度のお尋ねでありますけど、期末手当の件でありますけど、これは先ほど課長のほうが申しあげましたとおり1.45月、これは再任用の職員の期末手当と同じものであります。これに合わせて、それとこれまでの他市の状況等に沿えば、これに勤勉手当をつけるかどうかという判断でありますので、この会計年度任用職員の職種においては、職員を補佐するような仕事を中心でもありますことから、期末手当は支給はいたしますが、勤勉度を図りながら、差をつけるような手当としては支給をしないという整理をしているところであります。

以上でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。今の期末手当のところなんですけれども、まあそれはわかりましたが、会計年度の任用に当たって、大部分は今までの非常勤職員が会計年度に移るから、処遇待遇の面ではよくなるんですが、それによって正職が減るといふところの部分はどうなんですか。それは、可能性みたいなものがあるんですか。

○加川総務課長

公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員、いわゆる正規職員、これを中心とすることが前提とされておりますので、そのような運用をしていくこととなります。

○田邊委員

あくまで、現時点では272名の今の対象者、これが会計年度に移行するという形、現状では。ということですね。それからあと、先ほど今課長が言われたような形でやるといふ形ですね。わかりました。

○加川総務課長

今、272人の方が臨時、パート、嘱託職員として在職をしているところでございますが、この方が全て会計年度任用職員になるということではございませんので、それぞれ職があるかないかも含めて、それで選考を行ってということでございますので、そのあたりは御理解いただければと思います。

○田邊委員

それならなかったら、今度、4月1日からは特別職非常勤職員と会計年度職員と、臨時的任用職員と任期つき職員の4つになるわけなんですけど、どこに入るわけなんですか。そのならなかった方というのは。

○加川総務課長

ならなかった方といいますか、採用されなかった方については採用がありません、ということでございます。

○田邊委員

だから、採用しないという形ね。だから、もう採用しないから、今度の改正は、もう現行と違うから、特別職の枠組みが4つしかないんじやから、その中でやるわけなんですから、それならなかったら採用にないということの理解でよろしいということですね。わかりました。

質 疑：なし

討 論

○田邊委員

議案第98号光市職員定数条例等の一部を改正する条例から、議案第102号光市職員退職手当条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

先ほどから、期末手当の部分が光市の状況もわからんでもないんですけど、他市においては2.6のところもあるという部分と、この改正が本当に賃金の格差を埋めてもらえるのかというところがまだまだ不十分なので、これらの議案については、反対をいたします。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) その他（所管事務調査）

○林委員

こんにちは。総務部に関して質問をさせていただきます。

先日の私の一般質問に、冒頭で御紹介申し上げましたけれど、このたびの台風第15号で甚大な被害を受けられました本市の友好交流都市である千葉県横芝光町に、光市から職員4名が派遣されたところではありますが、この派遣に至った経緯や活動状況についてお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○加川総務課長

それでは、職員派遣に関することをございますので、私のほうからお答えいたします。

9月8日から9日にかけて関東地方に襲来いたしました台風第15号、これによって、今議員さんが言われましたけれども、本市の友好都市である千葉県の横芝光町、こちらにおいても、停電が長期化する見込みというような情報を得ましたことから、9月の12日でございますが、この日に本市の防災危機管理課のほうから横芝光町のほうに何か支援が必要なことはないかということで、電話で問い合わせをさせていただきました。

翌13日に、横芝光町のほうから、ブルーシート500枚の支援をお願いできないかというような依頼がございました。このことを受けまして、市長のほうで直ちに派遣の決定をいたしまして、御依頼のあったブルーシート500枚に加え、飲料水100本、それから非常食100食分、こうした物資を2トンのダンプカー、それから公用車の2台に分乗して職員4名が現地に輸送をいたしました。

あわせて、副市長のほうも現地を訪問いたしまして、市役所の部課長会のほうから見舞金として100万円を横芝光町の佐藤町長のほうにお届けをしたところがございます。

職員でございますが、4人は13日の午後6時、市長ほか多くの職員に見送られまして、横芝光町のほうに向かいました。休憩を挟みながら、翌14日午後1時45分過ぎに横芝光町のほうに到着いたしました。その後、直ちに支援物資、ブルーシートの配布作業、こうしたことに従事をいたしました。

翌15日につきましては、早朝からその支援物資の配布の準備を行いまして、その後、横芝光町の姉妹町であります神奈川県松田町、この職員に応援の引き継ぎを行いまして、15日の午前9時30分ごろ帰路につきました。翌16日、午前5時45分ごろ、無事に帰任をいたしました。

現地におきましては、本市から持参いたしましたブルーシート、これを町民に配布する業務に従事したところでございますが、町の職員と協力をして、円滑に作業を行いました。

当日、14日ですけれども、着任してから3時間余りの時間でありましたが、輸送したブルーシートの大半は町民の方に配布することができ、被災した家屋、これが風雨にさらされる危険の軽減、これに寄与したというふうに考えております。

また、ブルーシートを受け取られた町民の方からは、遠方から支援物資を運んでくれたことに対するお礼であるとか、帰るときには気をつけて帰ってくださいといった感謝やねぎらいの言葉もいただいたところでありまして、被災者に対する早期支援の必要性、それから重要性について、職員は身をもって体験したということで報告を受けております。

今回の災害派遣につきましては、関係所管が密に連携をとりまして、派遣の決定から実際の派遣まで、限られた時間の中ではございましたが、スピード感がある対応をとりましたし、今後もそういった参考になるスキームができたのかなというふうに考えておりますし、派遣を実際にした職員にとりましては、物資の配布業務、これを他の自治体の職員と協働で従事し、それから自治体間の連携、こういったことの重要性、必要性、こういったものも感じたところでございますので、今後の災害活動に生きる貴重な経験を積むことができたのではないかと考えるところでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。

9月13日の夕方6時、市長初め副市長さん、総務部長さん、皆さんが見送られて、私も議員も御一緒に見送って、ブルーシート500枚と光の水100本、非常食100食、そういうふうに、2トントラックと、そして公用車で4名が行かれたということ、私たちもつぶさに見まして、やっぱりこういうときこそ、友好都市でありますので、その千葉県横芝光町にお届けできて、今お話がありましたように、町民の方から感謝の思いを告げられた、いい経験をしたということでございました。ありがとうございました。

昨年の7月豪雨の際、光市で7月に豪雨災害があった際にも、横芝光町から本市に対して義捐金をいただいているところでございますが、困ったときはお互いに思いやりをもって対応しておられるということは、とても嬉しく思っている次第でございます。

このたびの派遣は、派遣された職員の方々にとっても光市にとっても大きな経験や財産になったのではないかと思っております。このようなお取組みがとても重要だと思いますので、今後ともしっかりと続けていただくように要望して、お願いしておきます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○中本委員

今回の台風17号において、報道では大変な風、雨がというような報道がありました。今回、この17号の警報がいろいろ発令をされておりますが、どんな状況でどういう警報が出されたのか、ちょっとお知らせをお願いします。

○呉橋防災危機管理課長

このたびの台風17号でございますが、9月の22日、10時30分に暴風波浪警報が発表されております。それに伴いまして、市では第2警戒態勢を敷いたところであります。

以上でございます。

○中本委員

ほかに、その情報提供はまだありませんでしたか。それだけ。

○呉橋防災危機管理課長

住民への情報提供という意味では、9月22日の11時に自主避難所を開設いたしましたので、防災行政無線または市の広報車、メール配信サービス等により住民にお知らせをさせていただいたところであります。

○中本委員

暴風警報、波浪警報を発表され、高波にも警戒してくださいという情報提供がありました。次に、自主避難所の開放、これも早い対応をしていただいたというふうに思っております。車での情報提供も市内全域を回ったのかなというふうに思います。いち早い対応だったというふうに思います。

避難所の指定が、教育委員会所管では各小学校の体育館のバリアフリー化も検討なさというお願いもしました。今回、島田地域の避難所ではありますが、我々は島田中学校が避難所として指定をされております。三島コミュニティセンターも避難所というふうになっておりますが、今の状況では避難できませんので、我々は島田中学校に避難をしなければならない。

今、県での避難の優先モデル事業ということで述べられている分でもありますが、避難する、避難できる距離、高齢化になって、避難できる距離、これがやっぱりいろいろ聞いてみたら、500m前後が一番避難しやすい距離かなと。避難施設の近いところは500mありますが、島田中だったら。そんな状況の中で、一番避難しやすいような距離というのはどんなのか、ちょっとあれば、思いというか、行政としての考えがあれば。

○呉橋防災危機管理課長

自主避難所につきましては、限られた人員の中で対応させていただきますので、市内8カ所に自主避難所を設けておるところであります。

○中本委員

わかります。自主避難所の設置はわかります。

私の言っているのは、2 km以上かけて避難するのは非常に困難だというふうに言っておりますので、できれば島田駅周辺の婦人の家がありますが、そこあたりも1つの避難所として整備し、我々の地域が安心できるような体制をつくらなければいけないという声がありますが、そのことを踏まえて、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、もう一点、今回、先ほど申し上げましたように、台風17号が、非常に警戒情報がたくさん出ておりました。消防の立場から、消防署として全各地区の分団にどういった情報提供をしたのかというのをちょっと教えてください。

○中原消防担当課長

それでは、御質問の台風17号に伴う消防団への情報提供であるとか対応についてお答えいたします。

まず、消防担当部の対応でございますが、台風接近に伴い、9月20日に分団長以上の消防団幹部にメールで注意喚起を行っております。それとともに、災害の発生に備え人員の確保を指示するなど、事前に出動態勢を整えました。

また、22日午後9時ごろ、総務部から、最接近は翌23日午前1時ごろで、平均風速が13mに達する見込みがあるとの情報を得たことから、最大瞬間風速30m程度の風を想定し、午後10時に消防団長と協議の結果、牛島地区を除く市内全域を消防車11台、43名により巡回させることを決定いたしました。

次に、消防団の活動でございますが、この巡回により、県道や市道等の7カ所に、倒木による通行障害を確認しておりますので、関係部局へ情報提供をしております。

なお、風が弱まった翌23日午前2時に消防団の活動を終了しております。

消防担当部といたしましては、今後も引き続き関係部局の連携を図り、状況に応じた必要な態勢を早期に整え、被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

前回の災害のときを踏まえて、即、その対応が早かったというふうに思っております。

消防団の使命は、有事に際して市民の財産と命を守るという大きな使命があり、それに全うしておられるんだなというふうに皆さん方に敬意を表したいと思っております。一番大事なのは、初動行動、初動対応だというふうに思っておりますので、今後ともそのような早い情報、初動対応をお願いしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○仲山委員

先行委員のほうからも、友好交流都市との協力・応援という話がありました。自治体

間で心配し合い助け合う関係というのが大変重要だなということを感じたわけですが、離れていれば離れていて、近隣であれば近隣でその協力のし合い方というのはいろいろとあるかと思うんですけれども、現在、自治体間での協力に関して、どのような状況にあるかというか、既にそういう応援関係がある程度期待でき、もしくは協定みたいなものがあるのであればそういうものだとか、お伺いできればと思うんですけれども。

○呉橋防災危機管理課長

本市には、自治体間連携によります協定として、現在5つの協定を締結しているところであります。

以上です。

○仲山委員

5つの協定の内容はお話しいただくことはできますか。

○呉橋防災危機管理課長

5つの協定の内容につきまして説明をいたしますが、まずは、山口県及び市町村相互の災害時応援協定、これは県内の市町で協定を結んでおるものですが、職員の派遣であるとか生活必需品の提供、さらにはごみの処理と、そういう協定を結んでおります。

続きまして、山口県消防防災ヘリコプター応援協定、これにつきましては、要請市町の消防力による防衛が困難な場合について応援を求めるといふ、ヘリコプターきらの応援に関する協定であります。

続きまして、山口県広域消防総合応援協定というのがございますが、これは相互の防災力を活用して被害を最小限に防止するものでありまして、被災市町が県に連絡をして応援を求めるといふことでもあります。

続きまして、中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援というのがございまして、これは高速道路及び付随する施設の災害を最小限に抑えるために、あらかじめ定められた区域の市町消防が出場するという協定になっております。

もう一つが、瀬戸内海の道ネットワーク災害時相互応援に関する協定というのがございまして、瀬戸内海の道ネットワーク推進協議会を構成する74自治団体の会員による協定であります。これが県外との協定であります。内容というのは、74自治体間による相互協定で、資機材の提供であるとか職員の派遣、災害被災者の受け入れ等の協定を結んでおるところであります。

○仲山委員

先ほど、千葉のほうの話でも、これも光と同じように友好交流という名前かどうか分かりませんが、関係のある神奈川県松田町から来られたチームと引き継ぎをとというような話もありました。やはり少し離れたところというのも重要なんだなということを感じたわけですが、今の話だと、瀬戸内海沿岸の市町というふうに理解していい

かと思うんですけれども、協力関係が今協定としてあるということはお伺いしました。

あとは、親身になれるというのはちょっと言い方がどうなのかとは思いますが、横芝光町との関係のような、特定に心配し合えるような関係、親身な関係という市町を持っていることというのはとても重要なことだと思いますので、そのあたりの、防災の面でも重要なことだと考えてみると、そういうこともこれから検討していかなきゃならないのかなと思ったりします。

これはこれで結構です。了解しました。

あと2点お伺いしたいと思います。

総合防災訓練ですが、今年度は御存じのように中止となりまして、本年度内での実施はないと聞いて了解しているところですが、地域住民参加の防災の取組みとして、代わりというか、代替の何かを今考えていらっしゃるようなことがあるのかどうかお伺いします。

○呉橋防災危機管理課長

議員御承知のように、9月1日に実施予定でございました光市総合防災訓練は、開催地区の三井地区自主防災組織等、地元の方々と協議をいたしまして、今年度につきましては住民参加型の訓練については実施しないということで了解をしております。

○仲山委員

順延というか、来年ということになるのかもしれませんが、来年度に向けてちょっと考えておいたほうがいいんじゃないかなと思うのが、雨天で中止、荒天、荒れた場合にはちょっとこれはいたし方ないところもあるのかもしれませんが、雨天でも体育館の中などで実施できる内容に切り替える、もしくはそちらも準備しておいて、そちらのほうを中心に行うとかいうような工夫も必要かと思っておりますので、考えていただければと思います。

あともう一点ですけれども、これ市町だけではなくて、毎回聞いておりますけれども、災害の協定、災害時には民間との協定というのは大変重要になってくるわけですが、前回聞いて以降、また新しく協定を結んだというようなことがありますかどうか。

○呉橋防災危機管理課長

協定について、今年度ということで報告をさせていただきますが、今年度になりました、これまでで3件の協定を締結しており、まず4月1日に、ヤフー株式会社と、情報発信等に関する協定、そして7月2日に社会福祉法人ひかり苑と施設等の提供の協力に関する協定、そしてさらには8月23日に山口県産業ドローン協会、こちらのほうとドローンを使用した支援活動に関する協定を締結したところであります。

現在、これを合わせて44の団体事業者と協定を締結しておりまして、一定程度物資の提供であるとか人員の派遣であるとか、福祉避難所であるとか、広範囲に現在網羅しているのではないかと考えておるところであります。

○仲山委員

ありがとうございます。大分、協定も充実してきているような実感を持ちました。今後とも必要な協定先、あるいは協定したい内容というのはリストアップしておくなりして、これからも取り組んでいただければと思います。

以上です。

○田邊委員

ちょっと気になるところが、防災であるのでお伺いします。

避難行動要支援者、またその避難行動支援に関する取組み指針は、平成25年の8月にこういうガイドラインが出たんですけど、これは東日本大震災において、被災地全体の死者が65歳以上、これが6割だったというところなんですけれども、そういったところの本市の避難行動支援者名簿なり、そういったものを災害時には早急にできるかと、そういったところをわかる範囲で、今の対応はどんな形でやるかというところをお願いします。難しい、福祉ね。はい、わかりました。

○西村委員

今週から本庁舎のトイレが6カ所修理をされました。誠にありがとうございます。

ただ、場所が奥まっていますので、市民の方に、トイレが洋式になってウォシュレットになりましたよという周知をしていただきたいと思います。この件について、いかがお考えか。

それと、職員の方に、どのような、便利になったよとかいう評判が、どのようなことがあるか、お答えください。

○加川総務課長

トイレは、用があるときに使われる方のためでございますので、現在のところ、主立った周知というのは考えておりません。

それから、職員の反響でございますが、私自身まだ使ってないんですけれども、職員の方からは特に具体的という声はまだ入ってはおりませんが、利便性の向上には寄与しているというふうに考えております。

○西村委員

ありがとうございます。本来でしたら5カ所の修理で、1カ所はウォシュレットをつけるということは想定されていなかったと思いますが、御配慮いただきありがとうございます。市民の方のアナウンスも、光市のトイレはちょっと、という声はよく聞いておりましたので、アナウンスをよろしく願いいたします。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) その他(所管事務調査)

①光市防災機能強化基本構想(案)中間報告

説明：加川総務課長 ～別紙

○林委員

ただいま詳細にわたって、るる御説明をいただきました。ありがとうございました。

先般、一般質問で市川市長から、災害の発生には一刻の猶予もないと強い危機感を持っているとの御答弁がありました。私もそう思っている次第でございますけれど、災害はいつ発生するかわかりません。災害が発生した後に、早く取り組んでおけばよかったです。遅いと思います。

改めて、今御説明いただきましたけれど、防災機能強化事業のスケジュールをここでお示しいただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

○加川総務課長

スケジュールのお話でございますが、一般質問で部長のほうから一定の御説明をさせていただいておりますが、改めて一刻も早く整備をするための最短の取り組みと仮定をしてお答えいたします。

本委員会において、議員の皆様からの御意見を踏まえまして、資料の28ページから30ページまででお示しをしております整備方針に基づいて、施設の規模や設備についての整理を進めまして、12月には最終案をお示ししたいというふうに考えております。

あわせて、12月議会においては、具体的な整備に係る基本計画、これを策定するための予算計上を目指したいというふうに考えております。その後はまた議会におきます審議等を経まして、基本設計、実施設計、それから建設という形で進むこととなりますが、それぞれの過程におきましてスピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。ただいま、12月には基本構想が最終案と、あわせて基本計画と補正予算計上に向けて事業を進めるというお考えということでありました。今、スピード感を持って取り組んでいくということもよくわかりました。

12月まで時間は残りございません。しっかりと取り組んでいただくことが、一刻も早く防災機能の強化を図っていただくことが重要だと思っておりますので、これはしっかりと取り組んでいただくということをお願いして、要望といたします。よろしく願いいたします。

○中本委員

防災機能強化基本構想(案)の中間報告の説明を受けました。

昨年の7月の豪雨では、私自身も被災をいたしました。周辺は大変な状況だったということで、災害の恐ろしさ、災害の備えの必要を改めて強く感じております。

災害が発生したときに、防災指令拠点の機能がストップするのは致命的であろうというふうに思っております。こうした事態を招かないように、早急な対応が求められるというふうに思います。

このたびの防災機能強化構想において、庁舎敷地内に防災センターを整備する考えが示されました。検討している機能等については一定の理解をしておりますが、防災センターの整備をしないときにはどういうことが想定されるのか。また、防災センターの整備によって市民にはどんなメリットがあるのか、ということをちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○加川総務課長

まず、防災センターを整備しない場合ということでございますが、先ほども少し御説明いたしました。議員御承知のとおり、現庁舎は耐震性が確保されていないということでございます。大規模な地震が発生した際には、本庁舎が使用不能となる可能性もございます。また、集中豪雨等によって地下階にあります電源室が浸水をした場合、停電等により、また外部からの電力供給が遮断された場合、こういったときには、本庁舎は現状、非常用の発電設備を備えていないため、可搬式の発電機での対応が迫られることとなります。

このように、本庁舎に大きな被害が発生した場合には、本庁舎が有する防災指令拠点としての基本的な機能が失われるおそれがあります。災害対策活動が著しく制限をされ、市民の安全・安心の確保が難しくなるような状況も想定されるところでございます。

次に、防災センターの整備による市民のメリットということでございますが、例えば気象情報、それから現場の状況等を分析して、災害対策本部の意思決定を支援するシステム、こうしたことを導入した場合には、的確な避難情報を発令し、より素早い避難行動につながる。また、自主防災組織等との効果的な連携も可能になってくるのではないかと考えております。

さらには、調達物資の集積ということも御説明いたしましたが、こういったことにより、各避難所への物資の円滑な配送が可能になると考えております。

また、実際に発災した場合におきましても、市民の皆様からの通報を正確に受け付け、被災現場の状況等の情報を共有するためのシステム、これによって現場における効果的な災害対応が展開できるというふうに考えておりますし、あとは対応状況のタイムラインの表示機能等により対応の漏れ、こういったことも防ぐことができることになると考えております。

あらゆる災害に的確に対応できる防災センターを整備し、防災指令拠点としての機能強化を図ることによってこういった課題を解決し、またメリットを得ることができ、市民の生活の安全・安心の確保につながるというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員

強い思いである防災センターの設置の具体的なことが、考え方がよくわかりました。必要な機能を備えた防災センターを早急に整備していかなければならない、という強い思いがよくわかりました。

先日の一般質問の中で、市長さんの強い思い、危機意識とスピード感を持って取り組んでいくという強い思いでありました。市長さんの思いを含め、早く方向性を示す必要があろうかというふうに思っております。

市民の安心・安全を守るために一刻の猶予もない状況でありますので、しっかりと取り組んでいただき、さらに、概算の経費等、あるいは財源等も早く示していただきますよう、強くお願いをいたしまして、終わります。よろしくお願いいたします。

○西村委員

終わりましたら、質疑まで続けてやりましょう。報道機関も入っているし。議事進行。

○委員長

今西村委員のほうから議事進行で続けてやるべきという提案がなされました。

どういたしますか。続けてやってよろしいでしょうか。

では、続けて行います。

○西村委員

るる説明を聞きました。これは中間報告ということなので、最終報告は、先ほどスケジュールでも説明がありましたが、12月には最終案を出して予算計上ということですか。ハードの説明はわかりました。ただし、中間報告とは言え、大体どれぐらいの予算規模で、それからどれぐらいの広さで、というのは、この敷地内の中に建てるのであればお伺いしたいんですけど、いかがですか。

○加川総務課長

現時点では、先ほども少し御説明いたしましたけれども、必要な諸室も含めて、そこもお示しできる段階にはございません。あわせて、そういったことが決まらないと経費もあわせて連動して決まってまいりませんので、現時点では、大変申しわけございませんが、お示しできるものはございません。

以上でございます。

○西村委員

ということは、予算的にも広さ的にもお示しできるものはないということになれば、何階建てかということもわからないということの理解でよろしいですか。

○加川総務課長

そのとおりでございます。

○西村委員

例えば、ここに書いてあるんですけどちょっと理解ができませんが、災害に強い通信ネットワークを確立するために、現状でどういうことをやっているのか、執行部のほうはわかりませんが、例えば議会のほうでしたら、全員にスマートフォンを持っていただいて、Gメールで意思伝達をするというようなやり方に今取り組んでおりますが、この通信回線の多重ルート化をとというのは、具体的にはどんなものを考えればいいんですか。

よく市役所のロビーで伝言ダイヤル、私も伝言ダイヤルというのを使ってみましたけども、大体どんなものを考えて、平素どういうふうな意思形成を、庁内はわかりますけれども、庁外にいらっしゃる方はどんなものなのか。無線なのかそれとも携帯なんか、それともラインなんか、SNSなのか、何を考えているのか、ちょっとわかる範囲で教えてください。

○加川総務課長

今、通信回線の多重化ということで、資料の20ページのあたりのことをお話しいただいたのではないかと思いますけれども。

○西村委員

29ページです。

○加川総務課長

ここの通信ルートの多重化と申しますのは、いわゆる本庁舎の機能としてのお話でございます。現在、1回線でやっておりますので、その回線が閉じたときにはなかなか対応がというところがございますので、この辺の多ルート化を検討していくということでございます。

○小田総務部長

若干わかりやすく説明をいたします。

19ページをお願いいたします。こちらのほうに現状における通信機能、今、委員のほうからは、市民に向けてというのもありましたけど、これはまさに情報を庁内の職員に向けて発信するというよりも、市民等に向けての防災行政無線での避難情報の的確な提供とか、そういう基本システム自体が、例えば停電によって途絶える可能性がある。それと、基地局の通信回線も今多重化、2回線は持っておりますが、インターネット自体が不通になった場合には通信ができないと。これは即座に市民が逃げることに、命を守ることに直結をしてまいりますので、今ある二重回線は持っておりますけどそれ以上のもの、例えば回線の確保についても、電源の話がありましたが、最低レベルでも数日間自家発電が動かないと災害が起こって復旧に至るまでの間のそのような情報の提供、あるいは回線的なもので申し上げますと、県のネットワークを通じて今いろんな気象情

報とか河川の水位とか、こういうものも我々のほうが随時リアルタイムで把握をしながら、避難指示とか応急復旧への職員の派遣とかを行っております。こうしたものの全ての情報危機管理態勢が、本庁舎ということもありまして、先ほど申し上げましたように、ちょっと長くなりますけど、例えば1階にある動力室であれば、これが水没する可能性もあります。これは今、電源ポンプで水を引き上げるというのがありますので、そういう面も含めて、今のここに記載をしておりますような現状で、弱い部分を変更していこうと、こういうようなイメージでございます。

以上です。

○西村委員

わかりました。

まだわからないところをちょっとお尋ねさせていただきますが、例えば、非常発電の設備なんかにしても、この前、市立病院を拝見しましたが、市立病院のコンセントは、見ていただいたとおり非常用は赤、通常は白で区別をされています。とてもよくできていたと思いますが、そのようなことも視野に入れて設計をしていただけるというふうに考えてよろしいですか。

○小田総務部長

防災機能という面でいいますと、電源は自動切り替えでいきますので、コンセントを変えるというようなイメージは必要ないと。消防本部が持っておりますように、5秒ぐらいですか、1秒で切り替わると、こういうような電源装置、自動の切り替え装置によって数日間発電ができると。ですから、切り替えるイメージもなく、庁内が停電をしても防災機能を確保する諸機材は運営ができるというイメージをお願いいたします。

○西村委員

最後にちょっとお伺いしたいんですが、ここの今構想、上から下まで読んでも、議会に対する対応とかソフト面で、これがハードでできたところで、議会に対する情報提供とか議会に対する関わり、このことがソフト面でどのように変わるのか、というのが全く登場してきません。それはどのように私たちは理解したらよろしいんですか。

○小田総務部長

基本的には、先ほどの質問とも一緒になりますが、職員に対する情報の提供とか、御存じのように地域防災計画に基づいてそれぞれの対策部を設置しております。ここに対する情報の提供のあり方については、システム自体が既存のシステムでありますので、それぞれのメールとかによって配信していくというようなイメージは、全国同様、変わるような状況ではありません。

ただ、今回の整備にあわせまして、本庁の職員との関係、あるいは関係機関との関係、それと地域の自主防災との関係性も、より高度なシステムでのやりとりが可能なように、費用対効果の点もありますが、検討してまいりたいと考えておりますし、当然、議会で

の行動のあり方については、議会の対策部においていろいろ検討されると思いますので、その辺の連携策、こうしたものについては、検討課題の一つとして整理をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

ぜひ積極的に、ソフトの面は検討していただきたいんです。このたびの横芝光町の件、それから台風17号の件、お尋ねをしましたがけれども、議会のほうに、積極的に、こうでしたよと、こういう状況でした、被害はありませんでした、被害はこうでした、とかいう情報提供もなかったようにございますし、このハードをつくることによって、例えば防災計画の中に、議会はこういうふうに関わってくださいとかいうのが入ることを期待したいと思います。

といいますのは、議会のほうでも今、防災に対する備えは、計画を議長預かりにしております。前の議長さんから引き継いで。その中に、検討する事案も具体的にはありますけれども、ぜひハードを変えることで議会に対するソフトの情報提供もスムーズにできるように御要望いたして、質問を終わります。

御要望で。

○仲山委員

この今の報告を受けまして、この構想の目指すところであるとか、これから今後、整備を詳細を詰めていく方針みたいなことは、ほぼ了解いたしました。

ちょっと前提の部分になると言えばなるんですけれども、今、市庁舎本庁舎のほう、凍結ということで、この機能を別途整備をするという方針と受け取っているんですけれども、いずれは本庁舎を建て替えるというときが来るかと思うんですけれども、その本庁舎と連動して働く建物になるというふうに理解をしているんですけれども、考え方なんですけれども、本庁舎の一部が先にできるというようなものと理解してもいいんじゃないかと思うんですけれども、その全体を考えた上で進めるような必要があると私は考えているんですけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○加川総務課長

本庁舎の建て替えにつきましては、凍結をしている状態でございますので、現時点では、その全体計画というものはございません。

こういった中、今敷地内のほうで防災センターの建設については検討していくことになりまして、その過程においては、将来的な敷地内での庁舎の建て替え、その可能性というのは排除することなく、位置の検討はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲山委員

方針としては当然、本庁舎もこの敷地内で建て替えということになるとなりますと、図面の配置がありましたけれども、余地の中でこの防災庁舎を建設した上で、今度本庁舎を建て替えるときに、本庁舎を置いたままで庁舎を建てて引っ越しということになると、かなり、よほど知恵を絞って配置計画なりを進めておかないと難しいことになるように思われますので、そのあたりはぜひ、本庁舎のほうの内容、方針にそれほど踏み込むものを求めているわけではないですけれども、その配置計画と全体の建設の段取りぐらひは意識をして進めていただいたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○加川総務課長

先ほども申しましたけれども、防災センターの位置を建設するに当たっては、将来の本庁舎敷地内に建て替えることも想定に入れ、そういったことも踏まえて、排除せずに進めていくということで考えております。

以上でございます。

○仲山委員

ぜひ、しっかりと配慮して進めていただければと思います。

以上です。

○森重委員

整備方針の2のところでも少し具体的にお聞きしたいと思うんですけども、前回の西日本豪雨のときに、現地の状況は、なかなかそこにも浸水したりして行けないという状況が多くあって、現地の市民から、ラインとかメールでどんどんと寄せられてきた状況がございます。行ってみることはできませんけども、そこは文明の機器というか、そういうものでどんどんそういう状況が入ってくるというものを、これは整備方針のところでは、市民からの通報内容等、また対応状況、被災現場の状況等を情報共有し、連携が図れるシステムの導入を検討しますということですが、そのあたりのこれからのそういう時代、もうそこまで行かれないという状況の中で、現実そこではどういう状況が起きているということは映像として伝わってくるので、そのあたりが機能強化という意味で、何とかできればいいかなというふうに思いますけど、そういうのは、このマルチモニター、先ほど何かいろいろ言われましたけれども、何かその辺の対応とかいうのは新たにあるんですか。それをお聞きします。

○小田総務部長

これは一般質問におきましても若干触れさせていただきましたが、今回、視察した先においても、やはりマルチモニターによって同時に災害の情報、あるいは気象情報、これが俯瞰ができることが必要となつてまいります。

ですから、当然そういうような機能は付加をしてまいりたいと思いますが、ただ、市内全域のリアルタイムの映像を配信していくには、現状、この前も一般質問がございま

したが、市内にあるライブカメラあるいは防災専用カメラ、こうしたものからの情報を得ていくことになってまいりますので、検討事項の一つとは認識しておりますが、新たに市内各地にどのような形での整備ができるのかというものについては、少し検討が必要な課題だというふうに認識をしております。

以上です。

○森重委員

まあ、最近では防災アプリで、窓口でどんどんそれを受けとめるみたいなものもありますので、結構そういうもののほうが市民とつながる部分が多いと思います。こちらが提供するとか、リアルタイムで何かを流すというよりも、やはりその場でなければわからない、それこそリアルなものが掌握できるという部分を少し、その角度をしっかりと考えていただきたいということをぜひ今後要望していきたいと思います。

それともう一点ですけど、今回この防災センターの今規模も高さも、予算的なものはまだわからないという中で、光市内の防災機能強化ということで、同じところの敷地にこれを建てるということであれば、1点、新庁舎という話もありますけれども、いつのこの庁舎をいかに守るかというか、その視点もとても大切だというふうに思います。例えば、今の地下の浸水してくるあたりは、これがもうだめになってしまえば全くもう機能しなくなってくるということで、今ちょっと対応策も話されましたけれども、やはり、将来的にはもちろん新しいものをとしたいと思いますけれども、こういう御時世ですから、最大限に今のものを活用していくというような意味合いから、そういう視点もあわせて防災センターというのを考えて、予算の上からもいろんな意味からも、二重投資という考え方もなりますけれども、そのあたりをしっかりと、今いろいろ見まして、双方を考えていかなければいけない。

で、防災センターのほうに集約できたり、複合できたりするものに関しては、やっぱり思い切って防災センターのほうに、少ししっかりしたものにしていくとかいうふうな考え方もありますし、庁舎がこういう状態ですから。そのあたりしっかりと考えていきたいというふうに思いますし、また、財源、合併特例債のこともありますので、これも期限がありますから、この先どういうふうなものがどう使えるかわかりませんが、じゃあ、市民の安全・安心のために、この庁舎は凍結になったけれども、この防災センターを他市に負けない強固なものにしていくという方法もありますので、そのあたりの財源的なものも、こういう災害の時代に入りますので、しっかりと考えていきたいと思えますし、議論をやっぱりしっかりとしていきたいというふうに思います。いかがですか、そのあたりのお考えは。

○小田総務部長

今回はお示しをしたのは中間報告でありまして、整備の方針として機能のこういうものが想定をされるよというようなものを整理をしております。これからさまざま、御意見いただきました件も含めて大きな意味で整理をしながら、その次にはやはり一定の報告をする段階においては、やはり財源の問題等々もございますので、費用対効果という

現実的なものも勘案をしながら、やはりせっかくつくるのでありますから、ここが抜けておったということがないように、一応基本構想としての考え方の部分はある程度整理をしてまいりたいと考えております。

○森重委員

真新しい庁舎を建てている場合、かなりやっぱりこういう災害対策本部、施設もいいものを備えていらっしゃると思いますけども、そうでないところに関しては、ここにも「最高水準の安全性確保を検討する」というふうに書いてありますように、逆に防災センターをきちっといいものを持つということは最高水準のものを持つということにもなるわけですから、このあたりしっかり、今後いろいろ勉強していきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○木村委員

今、先行議員のほうからいろいろありましたが、財源のところでもう少しお尋ねをしておきたいと思えます。

財源、一応合併特例債の活用を念頭に置きつつ他の交付金等の併用、今中間案ですから、最終案が12月に出ますので、そうしたところが詳しく出るでしょうけど、仮に合併特例債を利用するとしたら、いつまでに基本計画・実施計画を行って、いつまでに立ち上がらなければいけないというその予定、スケジュール感だけ少しお示しをいただきたいのと、それと他の基金の併用、例えば基金の積み増しをするのか、今ある基金を取り崩すのか、そこら辺は念頭にはあるでしょうか。

○加川総務課長

財源のお話でありますけども、現時点で基本構想でございますので、具体的な財源については、大変申しわけないですけども、お示しできない状況でございます。

○木村委員

いや、金額を聞いているんじゃないんですよ。合併特例債を使うとするならば、いつまでに立ち上げなければならぬという計画を持たなければいけませんから、そこら辺を、後学のためにというか、これから議論するためにそこら辺の計画を教えてください。

○小田総務部長

これは財源の、仮に仮定の話で合併特例債を活用していくということであれば、令和6年度が発行期限になります。この間のスケジュールはさすがに今の段階では、今後基本計画、それから基本設計、実施設計から建設に入るという段取りがありますんで、そのあたりを具体的に今お示しするのはちょっと生々しいところもありますんで、よく精査をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木村委員

わかりました。令和6年度までに、もし仮に活用するとするならばつくり上げなければならぬということでございますね。

あと、先ほど言いましたように、令和6年までということでございますが、基金等はどうでしょうか。

○小田総務部長

具体的な財源想定はまだ行っておりません。規模も金額もまだまだ全くの未定でございます。

以上でございます。

○木村委員

ありがとうございます。

30ページなんですけど、整備方針3のところですか。先ほど先行議員からもありましたけど、やはり非常用電源、電気と水が大切だというのは、今回千葉の災害でもやっぱり大きく感じたところなんです。そんな中でここに書いてありますように、雨水貯留槽等というふうなことも想定されているようですが、どういうふうなものを考えられておられるかというのは少し御披歴できますか。

○加川総務課長

雨水貯留槽につきましては、例えば断水したときとか、トイレが流れないというようなこともございますので、そのための備えとか、そういったことを想定しております。

以上でございます。

○木村委員

ありがとうございます。排水も大事なところなんですけど、緊急汚水槽、マンホールトイレ、こういったことも何か想定されておるようですが、これはやはり敷地内ということ考えていらっしゃるのでしょうか。

○小田総務部長

しつこいわけでもないんですけど、これはあくまでも例示としてお示しをしている部分でありまして、どちらかというところのあたりは本体とはプラスの機能でもありますし、まだまだ敷地内のどこに建てるかも今後の話でありますし、こういう例えば雨水の貯蓄機能があったりなんだからちゅうのは望ましい話ではありますけど、優先順位等も勘案して、再整理が必要であると考えております。

以上でございます。

○木村委員

今まだ中間報告段階で、構想段階ということについては、十分承知しております。

それと14ページにありますように業務継続計画、ここは先ほど御説明はなかったんですが、もうお示ししてあります。代替施設として第1順位として光地区消防組合本部ですかね、本部庁舎、第2順位は総合福祉センターあいばーくに、というふうに位置づけておられます。この辺について少し御説明をいただければというふうに思いますが、第1順位に消防本部ということは、仮に防災センターができ上がる前に庁舎が被災したとしたら、やはりそういったことをすぐに対応しなければならないということだと思しますので、そのあたりお示しをいただけたらと思います。

○小田総務部長

これは地域防災計画で、やはり市の行政機関における災害対策本部、これを設置をしなければいけませんので、仮に新しい施設ができたとしても、これが、例えばですけど、何かの時点で使えない場合にはどのような新しい施設であっても第2順位、第3順位の本部を設置する場所を設定していくことが求められております。そういうものでありますので、いわゆる災害対策本部、市長を本部長にする、本部員が集まって災害の指示を出すための本部を仮に消防のほうをお借りをするということになりますので、それが防災機能を本来必要な防災機能を有するものではございません。

以上でございます。

○木村委員

終わります。

○岸本委員

それでは、数点お聞きいたしますけど、大体一般に一般の家庭で新築しようやと、家族で話になった場合、土地はどこにしようか、坪数はどのぐらいしようか、お金はどのぐらいかかるだろうか、そしたら手持ちがこれだけで、あと足りない分は銀行に借りなきゃいけないなって、大体普通、一般市民はそのようなことをまず最初に考えると思います。そういうことをまずお話しさせていただいて、先ほど、部長が視察をされたと言われました。その施設先がどこで、その防災センターの延べ床面積等、総費用というのはおわかりになりますでしょうか。

○加川総務課長

職員のほうで視察に参りましたが、その中で防災センターを設置されておるところが愛知県の豊川市、これも先日の一般質問のほうで部長のほうで答弁しておるところでございます。愛知県の豊川市、こちらのほうでそこは延べ床面積が約1,200m²、工事費については、建築工事が4億5,000万円、機械設備が1億600万円、それから電気設備が1億4,200万円、ざっくりとその程度という形で確認はしております。

以上でございます。

○岸本委員

それ1カ所でしょうか、視察先は。

○加川総務課長

何回も繰り返しになりますけども、一般質問で部長がお答えはしておりますが、視察箇所は3カ所ございます。愛知県豊川市と岡崎市と新城市、ほかの2市につきましては、防災センターとして見に行ったのではなくて、いろんな機器であるとか設備であるとか、そういったものを見ております。

以上でございます。

○岸本委員

豊川市の防災センターの延べ床面積が約1,200m²とお話しされましたけど、それは広いと思われましたか。それとも、これは広過ぎて狭くしたほうがいいんじゃないか。どのような感想を持たれましたでしょうか。

○加川総務課長

私は視察を実際に行っておりませんので、ちょっと私、今ここではわかりません。

○岸本委員

山口県が建物を公共施設を建てる場合、鉄筋コンクリートで耐震化した建物というのは、大体平米幾らぐらいの基準を設けているのかおわかりになりますでしょうか。

○加川総務課長

存じ上げません。

○岸本委員

そうですか。豊川市の場合、工事費が4億5,000万円、それから電気工事費が約1億円少し、それと設備費が1億円ちょっとで、全部で工事費と設備費で約7億円かかっているということがわかりました。それで、今後、公共施設マネジメントで令和17年までに公共施設の延べ床面積を20%削減ということをやっています。それにかかわらず、また新しいその防災センターを、何m²になるかわかりませんが、お建てになられると、なかなか、建てれば、これから先50年後、60年後にはまた建て替えなければいけないかもわからん。また維持管理費もかかってまいります。ですから、本庁舎が、これがまた耐震性がないので、本庁舎を建て替えたときに、その建物の中に、私は、防災センターをつくるというのが一番ベターな考え方じゃないかと思っております。

以上です。

○委員長

質問じゃ……。

○岸本委員

じゃなかったです。すみませんでした。

○仲山委員

議事進行。

○委員長

仲山委員にお尋ねします。ただいまの議事進行はどのような内容の議事進行かお伺いいたします。

○仲山委員

この基本構想は、将来に向けての光市の防災対応の土台となる大切な事案であり、中間段階ではありますが報告を受け、各委員の皆さんいろいろと考えておられることがあると思いますので、ここで議員間討議を行ってはどうかと考えます。

○委員長

委員の皆様にお諮りをいたします。ただいま仲山委員より議員間討議を行ってはどうかの議事進行の発言がございました。これをちょっと挙手によって確認したいと思います。委員会討議を行うことに賛成の委員は挙手願います。全員ですね。

これより、光市防災機能強化基本構想案の中間報告に係る議員間討議を実施したいと思いますが、慣例により協議会に切り替えて実施いたしますので、ここで暫時休憩とします。再開は協議会が終了次第といたします。

申しわけございませんが、協議会の間は執行部の皆さんは御退席願います。傍聴の皆様はそのまま傍聴されて結構でございます。

なお、昼食を挟みますので、昼食終了後に議員間討議を行い、そしてその議員間討議の協議会終了後にまた委員会を再開したいと思います。

ということで、委員会は休憩いたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲山委員

本庁舎建て替えを凍結したという状況であります今、その代替スペースといいますか、災害対策本部を予定しているところでは業務継続が非常に難しい、もしくは不可能に近いという状況であると私は認識しているんですけども、そういう中、決断として敷地内にこう防災庁舎を建設するという方向が打ち示されているものだと私は見ました。そんな中、やはり先ほども申し上げましたけれども、防災庁舎という位置づけ、今、名称そうなっていましたかね、防災センターですね、防災センターとなっていますけれども、

これはあくまで、いずれ整備をされる本庁舎の一部を先につくるんだというような認識をやはり持って進める必要がやはりあるというふうに思います。そのあたりについてのお考えをお伺いできればと思います。

○加川総務課長

今回の防災センターと庁舎の建設とそのあたりの話でございますが、先ほども少し申し上げましたけども、庁舎の建設については現時点で凍結状態でございます。庁舎を実際に建設ということになると、また市民の御意見もお伺いするなどしながらの作業になります。ということで、今回のその防災センターがその庁舎の先行といいますか、そういった形、明確な位置づけはございません。

以上でございます。

○仲山委員

やはり、もし今のこの計画のように敷地内で計画するのであれば、それは建物として一体化するという意味ではもちろんありません。ただ、連動して市の庁舎として機能するものなんだという認識のもとに、その配置計画であるとか、全体計画を意識した形で進める必要はやはり私はあると思います。そのあたりについてにらみながらというか、検討の範囲に含めながら、何も本庁舎の設計をしましよとか計画をつくりましようという意味ではありません。その辺はやはり、ある程度意識しながら進めないと、うまく連動しない、うまく機能しないということが考えられるかと思います。そのあたりについては認識いかがでしょうか。

○加川総務課長

場所の選定に当たりましては、先ほども少し申し上げましたけど、将来的な敷地内の庁舎の建て替え、その可能性というあたりも踏まえながら選定していくというところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

しっかりと進めていただければと思います。

以上です。

○中本委員

防災機能強化基本構想については、一定の理解をしたつもりであります。庁舎の敷地内に防災センター、これは、要は防災機能の拠点として必ず必要だというふうに思っておりますので、災害が起きた地域にいかにか情報伝達を早く情報提供するかということが市民の安心安全につながるというふうに、災害を受けた地区として、もう絶対それはということで、地区はそういう考えでありますので、したがって問題はたくさんあるんだということがわかりましたけれども、特に財政とかそういう問題含めて、今、合併特

例債ということではありますが、他にまだいろんな財政的な援助あるような考えがあるんですか。

○加川総務課長

まずは合併特例債の活用を念頭にということで表記はさせていただいておりますけども、さまざまな交付金等もその整備のときに活用可能なメニューがないかどうか、そのあたりはしっかりと検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○中本委員

国の力を借りると、いろんなお金の面も国の力を借りて立派な施設つくるというのは、これはもう当然だと思いますので、しっかりその辺もよう研究しながら調査してほしい。で、分かれば、またそういうことも示してほしいなということでもありますので、例えば今の基金含めて、そのあたりはどうなんですか。

○加川総務課長

基金等につきましては、また財政当局とも協議をしながら考えていきたいと考えております。

○中本委員

わかりました。やっぱり、概算の経費というのは非常に心配でありますので、しっかりよく考えて、国の力を借りる、あるいはいろんな方法を調査してほしいなというふうに思っておりますので、またその方向性を早く示してほしいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○岸本委員

それでは、2点ほど御質問をさせていただきます。

まず、1点は、今現状のこの本庁舎敷地内ちょっと狭いんじゃないかと私は思います。今、この北側に民間の家屋敷もありますし、借地もあります。借地を買い上げたり、民間の敷地を購入されれば、結構敷地が広がりますから、防災センターを北側にとというようなことも可能になってくるんじゃないかと私は思いますけど、いかがでございましょうか。

○加川総務課長

現時点におきましては、まだ市の所有地の範囲の中で可能性というのは検討しているところでございます。

以上でございます。

○岸本委員

それともう1点、本庁舎完成まで、仮に光の消防本部に防災本部を設置したら、私はよろしいんじゃないかと思えますけど、これはいかがでございましょうか。

○加川総務課長

消防庁舎の活用のお話だと思えますけども、消防庁舎はそもそも光市とは別の公共団体であります。特に発災時には、消防本部としてもさまざまな活動をされておると思えますし、また本市が今課題として挙げているさまざまな情報共有とかいろんなシステム、そういった面でいつもかつもそこを消防を活用するということでは充足しないということもございしますので、そのことは考えてはおりません。

以上でございします。

○岸本委員

そしたら、あいぱ一くはいかがでしょう。

○加川総務課長

あいぱ一くも同じようにそういった機器もございませぬし、また、今、本庁舎でやっぱり建設部であるとか経済部であるとか、やっぱり災害の前線で活動される職員がおるわけですが、そことの連携ということを考えても現実性は低いというふうに考えております。

以上でございします。

○岸本委員

終わります。

○西村委員

ほかにもう皆さんないんでしょう。先ほど議員間討議を行わせていただきました。るるいろんな意見が出たんですけども、今の段階の中間報告は一応の理解はできました。ただ、数字的なもの、具体的なもの、まだ明確になっていないものがありますので、12月議会に予算計上される前に、できましたら新しい情報を出していただくという御努力を執行部にさせていただきたいと存じます。していただけますか。

○加川総務課長

12月にはこの基本構想の最終版という形でお示しはする予定ではおりますが、数字的なもの、具体的なもの等については、あくまでもこれは基本構想の段階でございしますので、その範囲内ということでお示しはさせていただきます。

○西村委員

よろしく願います。

○田邊委員

防災センター、この構想案については喫緊の課題で必要であるという答えは私のほうでもあるんですけど、何せいきなり出た案であり、また行政主導の案であるというところがちょっと気になる場所でもあります。ですから、ぜひともこの防災センターにつきましては、市民に周知してもらおうと、期間も短いことでもありますので、そのあたりは執行部の努力にかけてください。

それと、防災、これについては、光市は防災が不安定な弱い地域であるので、市民の方は、いつ地震があるかわからないというところで、この案以上に喫緊になる緊急の事態には、すぐに対応ができるような仕組みを示してほしいという意見もありますので、そのあたりも重ねてお願いします。

以上です。

○委員長

田邊委員、要望ということでよろしいですか。

○田邊委員

要望です、はい。

○仲山委員

先ほど具体的に消防庁舎であるとかあいぱ一くであるとか、では乗り切れないのかというような話、そちらのほうにこの機能を、こういう防災センターの機能を持っていけないのかというような話もあったかと思えます。この報告の中で気になったところの一つとして、これに至る検討の跡といいますか、こういうことも考えてみた、ああいうことも考えてみた中でこの答えになっているというような筋道がちょっと見えにくい報告であったかなというふうに、何か一本道で来ている感じがして、そのあたりがやはりこう盛り込まれているような報告であってほしいなというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがでしょう。

○加川総務課長

過程の報告といいますか、今がこのまさにその過程でありますので、最終案に向けての今過程でお示ししておるということで御理解いただければと思います。

○仲山委員

了解しました。しっかりとお願いいたします。